

大阪 PCB 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置 解体撤去工事

【一般競争入札】

(配布資料)

1. 「発注説明書（別紙含む）」		6 頁
2. 「入札（見積）者に対する指示書」	（別添 1）.....	2 2 頁
3. 「工事請負契約書（案）」	（別添 2）.....	2 6 頁
4. 「仕様書（特記仕様 31 頁、共通仕様 40 頁）」	（別添 3）.....	7 1 頁
5. 「競争参加資格確認申請書」	（別添 4）.....	1 頁
6. 「入札（現場）説明会参加申込書」	（別添 5）.....	1 頁

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 P C B 処理事業所

発 注 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する「大阪PCB処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事」に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年2月3日

2 契 約 職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司

3 調達概要

- (1) 工 事 名 大阪PCB処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事
- (2) 仕 様 書 特記仕様書による
- (3) 工 期 契約締結日翌日～令和7年5月30日
- (4) 入 札 方 法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) そ の 他 本件は、競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し実施するものである。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和7年2月19日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中で

ないこと。

- (8) 令和5・6年度に有効な環境省参加資格（「建設工事」における「機械設備工事」 競争参加地域：近畿）において、競争契約の入札参加資格B等級以上の資格を有する者であること。ただし、令和7・8年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得すること。なお、当該資格の通知があり次第に資格結果通知書の写しを速やかに提出すること。
- (9) 建設業法第3条第1項の規定による建設業許可のうち、第2項に掲げる別表第一の「建築一式工事」の許可、又は「機械器具設置工事」の許可を受けていること。
- (10) 過去3年間に中間貯蔵・環境安全事業株式会社から契約違反に該当した注意文書等を受けてないこと。
- (11) 入札説明会（現場説明）に参加した者であること。

5 担当部課

〒554-0041 大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所 （総務課：網本）

TEL 06-6468-0575 FAX 06-6468-0576

MAIL amimoto@jesconet.co.jp

6 入札（現場）説明会の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年2月14日（金） 開催時刻は後日連絡
- (2) 場 所：大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所
- (3) 入札（現場）説明会参加申込書の提出期限：令和7年2月12日（水）16時※
※当申込書はFAXによる提出に限る。（FAX 06-6468-0576）
- (4) 現場説明会の参加は必須です。（説明会参加申込書を提出すること）

7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和7年2月14日（金）から令和7年2月19日（水）
 - ② 提出場所：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送による。（提出期限厳守）
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
 - ④ 提出部数：1部
- (3) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書により作成すること。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

- ① 通知予定日：令和7年2月25日(火)
- ② 通知方法：通知書をFAX又は郵送する。

(5) その他

- ① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は上記5に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年2月26日(水)16時まで
- ② 提出場所：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面はFAX又は電子メールにより提出するものとする。

※正は郵送すること。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年2月28日(金)までに書面により回答する。

9 質問及び回答

(1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い書面（入札者に対する指示書にある質問・回答書）により提出すること。

- ①提出期間：令和7年2月25日(火)から令和7年2月27日(木)

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時及び13時から16時まで。

質問は発注内容等に関するものとするが、質問が無い場合でも「質問なし」と記入した質問・回答書を提出すること。

- ②提出場所：上記5に同じ。

- ③提出方法：書面はFAXにより提出するものとする。※正は郵送すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

回答日 令和7年3月4日(火)

回答方法 FAX又は電子メールにより回答する。

※競争参加資格を認められた者に対して回答。

10 入札書の提出

- (1) 提出期限：令和7年3月13日（木）
- (2) 提出場所：上記5に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年3月14日（金）9時30分
- (2) 場所：上記5に同じ。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送すること。
- (2) 入札金額については、工事1式あたりの金額（税抜）を記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

13 入札保証金 免除

14 契約保証金 工事請負契約書 第4条（契約の保証）による

15 開札

今般入札の開札立ち会いを取止めしますが、入札事務に関係のない当社社員立ち合いのもとで開札執行した後、競争参加者には入札結果をお知らせいたします。

16 内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

17 入札の無効

本発注説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札は無効とする。

18 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする事があ

る。

- (2)「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

- (3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

※低入札の基準については下記 URL から確認できます。

http://www.jesconet.co.jp/bid_contract/pdf/tei_nyusatsu_kijun.pdf

- 19 契約書作成の要否等 工事請負契約書（案）により契約書を作成する。

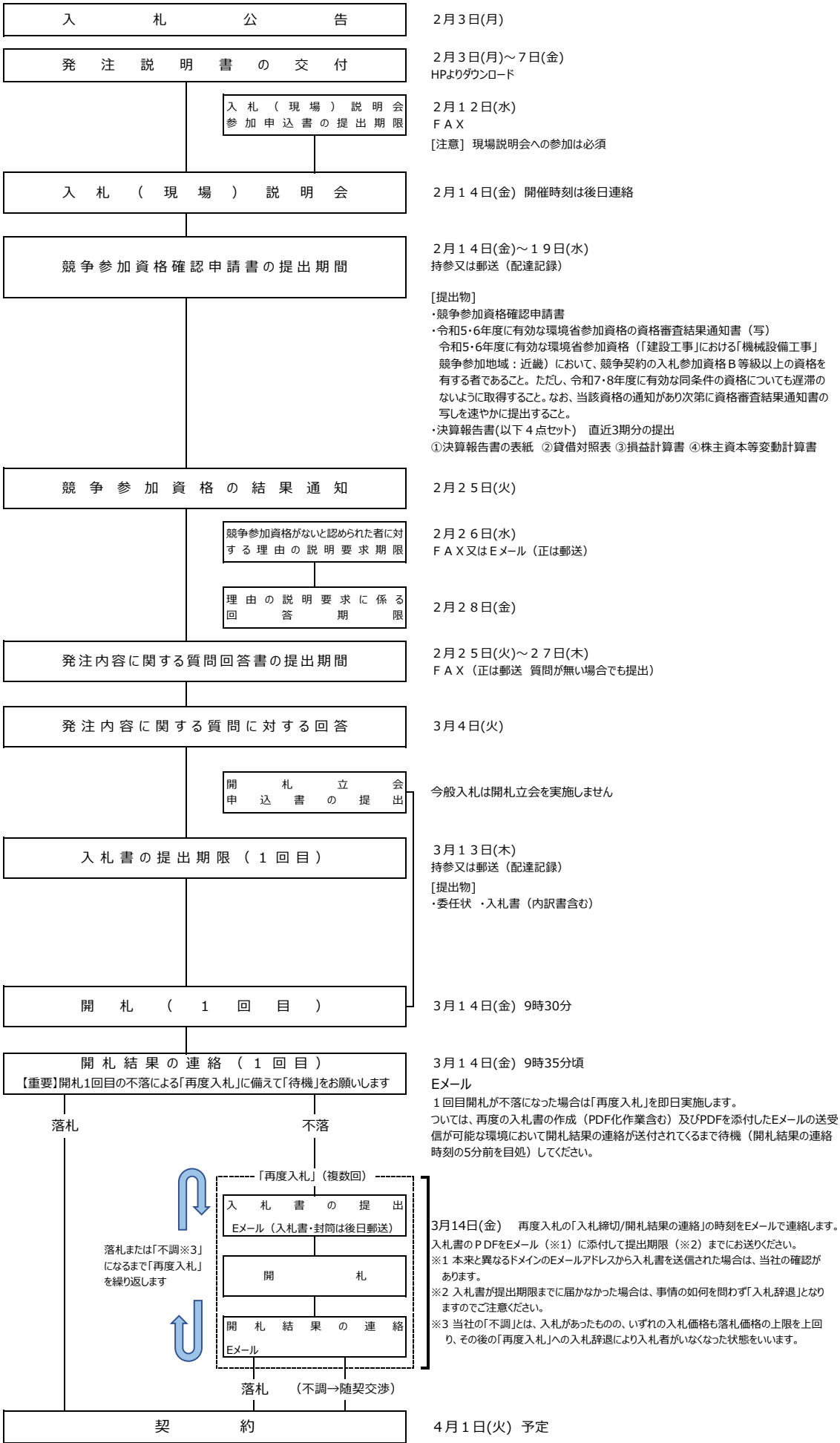
- 20 支払条件 完成払い

- 21 別添

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 入札者に対する指示書 | (別添1) |
| 2. 工事請負契約書（案） | (別添2) |
| 3. 仕様書（共通・特記） | (別添3) |
| 4. 競争参加資格確認申請書 | (別添4) |
| 5. 入札(現場)説明会参加申込書 | (別添5) |

「発注手続日程（予定）」

件名：大阪PCB処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事



※上記の期間又は期限は、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日10～12時及び13時～16時

入札(見積)者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が締結する工事請負契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第 1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、現場説明書、設計図書、工事請負契約書（案）及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。（今般入札の開札立会は実施致しません）
- 3 入札書は別添様式第 3 号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、現場説明書、設計図書及び工事請負契約書（案）等（以下「契約仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに契約仕様書等について修正があった場合は、修正後の契約仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 単体企業又は共同企業体の代表者が代理人により入札する場合は、委任状（様式第 1 号－1）を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人（様式第 1 号－2）が復代理人を選任する場合は、復代理人に対する委任状（様式第 2 号）を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99

号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うこと。

- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第13号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- ② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は発注者の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。（今般入札の開札立会を実施致しません）
- 2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札予定者とし、その者から工事コスト縮減に係る技術提案を求める場合にあっては、その内容等について協議を行うとともに、技術提案のない部分に係る施工方法等についても、工事コスト縮減に係る検討・協議を行い、落札予定者と合意した内容をもって当該落札予定者を落札者とする。
- 3 前号前段において、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は落札予定者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき、若しくは正当な理由なく協議に応じない等落札予定者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札手続を行う。
- 4 落札予定となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札予定者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
- 5 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。
- 6 開札の結果、落札予定者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。（今般入札は開札立会を実施しないので、開札日当日に再度入札を実施する。ただし、開札当日の再度入札で落札または不調にならないければ日を改めて再度入札を継続する。）
- 7 再度の入札を行っても落札予定者がいない場合は、最低価格の入札をした者から順次見積合せを行う。
- 8 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
- 9 調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の

履行期間の延長は行わない。

第6 見積合わせの場合の準用

- 1 第1 から第5に規定する事項（第5 第3号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、発注者所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7 日以内に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、発注者が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後 14 日以内に請負代金内訳書及び工程表を提出すること。
- 4 着工届は様式第4号により、現場代理人等届は様式第5号により、それぞれ提出すること。

第2 契約の保証

- 1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から④のいずれかの書類を提出しなければならない。（契約金額が300万円を超える場合に限る）

① 契約保証金に係る保証金領収証書及び保証金提出書

[注] イ 保証金領収証書は、「（保証金取扱店名を記載すること。）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保証金領収証書の宛名の欄には、「（出納命令職 役職 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保証金の払渡を求める旨の保証金払渡請求書を提出すること。

② 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項

に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名 を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6 カ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1（低入札の場合は 10 分の 3）の金額以上とする。

ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事

名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1（低入札の場合は 10 分の 3）の金額以上とする。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、（一部）完成届・完成届（様式第 6 号）を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、当社の検査に合格したときは、引渡書（様式第 7 号）を提出すること。
- 3 完成代金は、完成代金支払請求書（様式第 10 号）に基づき支払う。
- 4 契約代金の支払は、支払代金振込依頼書（様式第 11 号）に明示した場所で行う。

三 その他の事項

- 1 入札者及び見積者（以下「入札者等」という。）は、入札及び見積（以下「入札等」という。）の際又は速やかに、工事費内訳書（内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること）を必ず提出すること。
- 2 入札者等は、入札等の執行後においては、本指示書、契約仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはいできない。

(様式第1号－1)

(その1)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

委任事項 入札（見積）に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
名 称
会 社 名
代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号－2)

(その2)

委 任 状

私は、（支社名_____、所属部課名_____、
氏名_____）を代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

- 委 任 事 項
- 一 入札及び見積りに関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 工事請負契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(その3)

委任状

私は、（支社名_____、所属部課名_____、
氏名_____）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

委 任 事 項 入札及び見積りに関すること。

復 代 理 人 印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

代理人 住 所
会 社 名
所 属
氏 名

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事名

入札（見積）者に対する指示書を承諾のうえ、上記の金額により入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

代理人
又は復代理人

住 所
会 社 名
所 属
氏 名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札書は封かんし、工事名を表記すること。

※代理人又は復代理人の場合、代表者の印はいらない。

入札（見積）書封かん例

（表面）

工事名	入札（見積）書
令和 年 月 日	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所 所長殿	
入札者の名称	
社名等	

（裏面）

印
印
印

※工事費内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び工事費内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

着 工 届

下記工事は、令和 年 月 日に着工しますのでお届けいたします。

1. 工 事 名

2. 工事期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(様式第5号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住所
名称
会社名
代表者氏名

印

現場代理人等届

(現場代理人、管理技術者、総括技術者、監理技術者、責任技術者、専門技術者等)

下記工事の として を選任しましたのでお届けいたします。

1. 工 事 名

2. 請負代金額

3. 工 事 期 間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

(様式第5号－2)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

工 事 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名

印

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住所
名称
会社名
代表者氏名 印

(一部) 完 成
完 成 届

工事名

上記工事については、令和 年 月 日に 一部完成 いたしましたので
完 成
お届けいたします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者	住 所	
	名 称	
	会 社 名	
	代表者氏名	印

引 渡 書

工事名

標記工事については、令和 年 月 日に 一部完成 検査に合格いたしましたので、
完 成

これをお引渡しいたします。

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 PCB 処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名 印
適格請求書発行事業者登録番号 ※ [有] [無]
(T)

※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入して下さい。

適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

完 成 代 金 支 払 請 求 書

工事名

上記工事については、令和 年 月 日に完成いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 円
(うち消費税額 10% : 円)

請求金額内訳

契約金額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 P C B 処理事業所
所長 安井 仁司 殿

受注者 住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名 印
適格請求書発行事業者登録番号 ※ [有] [無]
(T)
※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入し
て下さい。
適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

支 払 代 金 振 込 依 頼 書

工 事 名

支払区分

金 額

上記工事について、下記のとおり振込戴きたくお願いいたします。

振込指定金融機関

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

(様式第 1 2 号)

開札立会申込書

工 事 名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	大阪市此花区北港白津二丁目 4 番 1 3 号 中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪 P C B 処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	TEL 印

※注 入札を郵便等で実施する場合に「開札立会」の希望を提出する申込書です。

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の
通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 大阪市此花区北港白津二丁目 4 番 1 3 号
中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪 P C B 処理事業所 総務課
F A X 0 6 - 6 4 6 8 - 0 5 7 6 電話 0 6 - 6 4 6 8 - 0 5 7 5
提出方法 持参、郵送又は F A X

(様式第 13 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 PCB 処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

工 事 名

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書			
工 事 名			
会 社 名		印	
担 当 者 名		印	
質問番号	仕様書頁	質 問	回 答

1. 質問の有無に係わらずこの質問書を提出してください。
質問が無い場合は質問記入欄に「質問なし」または「なし」と記入してください。
2. 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做しますが、入札時に質問書の原紙を提出して下さい。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

平成26年12月24日

「環境適合品の使用及びグリーン配送の御願い」

中間貯蔵・環境安全事業(株)
大阪PCB処理事業所 総務課

中間貯蔵・環境安全事業(株)では、物品やサービスを購入する際は価格や品質、デザインだけではなく、環境面について以下の配慮をお取引先さまに御願いしています。

1) 環境適合品の使用

弊社に提供される物品及びサービスは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満足する物品を使用すること。

2) グリーン配送または低公害車の使用

弊社への納品及び来社の際は、低公害車の使用やエコドライブの実施など環境に配慮した配送及び運転方法を実施すること。

工 事 請 負 契 約 書

(案)

工 事 名 大阪 P C B 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置
解体撤去工事

1 工 事 場 所 大阪市此花区北港白津二丁目 4 番 1 3 号

2 工 期 自 契 約 締 結 日 翌 日
至 令 和 7 年 5 月 3 0 日

3 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯 仕様書に別途定める

4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 第 4 条 (契約の保証) による

6 支 払 条 件 完成払い

7 建設発生土の搬出先等 (削除)

8 解体工事に要する費用等 (削除)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 大阪市此花区北港白津二丁目 4 番 1 3 号
氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 P C B 処理事業所
所長 安井 仁司

受 注 者 住 所
氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 違約金に関する特約事項(別紙)を定める。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

三 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第5条の2 発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結

した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更にしたときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) (削除)

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。

[] の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（建築工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発

見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本

国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡

しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 (削除)

(保証契約の変更)

第36条 (削除)

(前払金の使用等)

第37条 (削除)

(部分払)

第38条 (削除)

(部分引渡し)

第39条 (削除)

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第41条 (削除)

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却し
た上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除

されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金[又は中間前払金]があったときは、当該前払金の額[及び中間前払金の額]（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金[及び中間前払金]の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額[及び中間前払金額]になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金[又は中間前払金]の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場

合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第三項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パー

セントの割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第33条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第55条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第56条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第 5 7 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第 5 8 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[表面]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 大阪PCB処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置
解体撤去工事

工 事 場 所 大阪市此花区北港白津二丁目4番13号

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者	住 所	大阪市此花区北港白津二丁目4番13号	
	氏 名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
		大阪PCB処理事業所	
		所長 安井 仁司	印

受 注 者	住 所		
	氏 名		
			印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意書について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

違約金に関する特約条項

第1条 本契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第2条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

大阪 P C B 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事

特記仕様書

令和 7 年 1 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

目次

1. 工事名	1
2. 工事期間	1
3. 工事場所	1
4. 工事目的	1
5. 図書の優先順位.....	1
6. 工事内容	2
(1) 概要	2
(2) 解体撤去対象機器.....	2
(3) 解体撤去詳細.....	2
1) 機器の取外し撤去.....	3
2) 処理ブース内からの機器搬出	3
3) 鉄ケースへの収納.....	3
4) 重量物の鉄ケース収納.....	3
5) 鉄ケースの運搬.....	3
6) 非金属物のドラム缶収納	3
7) 資機材搬入及び作業員入室通路	3
8) 資機材置き場.....	3
9) 仮設計画.....	3
7. 作業安全対策及び関係法令の遵守	4
(1) 作業上の保安処置.....	4
(2) 保護具.....	4
(3) 工具等の準備.....	4
(4) 作業者の労働安全衛生対策	5
(5) 統括安全衛生管理体制の確立	6
(6) 特定化学物質等作業主任者の選任	6
(7) 新規入場者教育の受講	6
(8) 緊急時の措置.....	6
(9) 緊急時の対応について.....	6
(10) 関係法令の遵守.....	6
(11) 工事の中断.....	7
(12) 周辺住民への対応.....	7
8. 所掌範囲	7
9. 一般事項	8
(1) 工事を施工しない日・時間帯	8

(2) 発注者が供給する用役.....	8
(3) 損害補償等.....	8
10. 工事の検収等.....	8
11. 提出図書.....	8
(1) 契約時.....	8
(2) 着工前.....	9
(3) 完成時.....	9

添付資料 1	大阪 PCB 処理事業所周辺図
添付資料 2	東西区画棟全体配置図
添付資料 3	漏洩品解体準備室配置図
添付資料 4	廃粉末活性炭前処理装置全体配置図
添付資料 5	廃粉末活性炭前処理装置機器配置図
添付資料 6	解体撤去対象機器外形図
添付資料 7	クレーン配置図及び仕様
添付資料 8	鉄ケースの運搬
添付資料 9	資機材搬入及び作業員入室経路図
添付資料 10	電源計装配線・計装エアー・給排気ダクト切離し平面図

はじめに

本仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」と言う）が計画している「大阪 PCB 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事」（以下「本工事」と言う）について規定するものとする。

1. 工事名

大阪 PCB 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事

2. 工事期間

契約締結日翌日 ～ 令和 7 年 5 月 30 日

現場着手時期は令和 7 年 4 月として、現場工事期間は令和 7 年 5 月 までを予定している。

3. 工事場所

JESCO 大阪 PCB 処理事業所（以下、本施設という。）

大阪府大阪市此花区北港白津 2 丁目 4 番 13 号（西棟）

詳細については、添付資料 1 大阪 PCB 処理事業所周辺図及び添付資料 2 東西区画棟全体配置図を参照すること。

4. 工事目的

廃粉末活性炭前処理装置（以下「本装置」と言う）は、高濃度 PCB を含んだ廃粉末活性炭を他事業所で処理するための前処理目的で設置されたものである。トランス、コンデンサー等の処理が終了したことから高濃度 PCB を含んだ廃粉末活性炭の発生もなくなり、本装置は今後使用することなく停止させている。

JESCO では今後使用せず停止している装置等については解体撤去を行うこととしていることから、本装置についても先行で解体撤去を行うものである。

5. 図書の優先順位

本仕様書は「大阪 PCB 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事」に適用する。本仕様書に記載のない事項及び調査等で施設内に立ち入る際の安全対策等については、「大阪 PCB 廃棄物処理施設共通仕様書（令和 6 年 6 月改訂版）（以下「共通仕様書」と言う）」による。本仕様書と他の設計図書等の間に相違がある場合の優先順位は、以下の（１）から（４）の順序の通りとする。（１）質問回答書（２）現場説明書（３）特記仕様書（４）共通仕様書

6. 工事内容

(1) 概要

本工事は、西区画棟 1 階漏洩品解体準備室に設置してある廃粉末活性炭前処理装置処理ブース内の機器及び一部ブース外の機器について解体撤去するものである。設置場所及び機器配置の詳細は添付資料 3. 漏洩品解体準備室配置図、添付資料 4. 廃粉末活性炭前処理装置全体配置図及び添付資料 5. 廃粉末活性炭前処理装置機器配置図を参照すること。

(2) 解体撤去対象機器

以下の設備について解体撤去を行うこと。

それぞれ機器の詳細は添付資料 6. 解体撤去対象機器外形図を参照のこと。

1) 処理ブース内の解体撤去対象機器

- ① ドラム缶傾転機 1 基
- ② ドラム缶搬送台車 1 基
- ③ 穴あけ機 1 基
- ④ 伝熱促進体打込み機 1 基
- ⑤ 伝熱促進体ストッカー 1 基
- ⑥ 回転テーブル 1 基
- ⑦ シャッター 2 基（撤去後、開口部のビニールシート養生を含む）
- ⑧ 同上機器付属電気設備（配線、電線管、ケーブルダクト、ケーブルベア、センサー類、中継端子箱）1 式
- ⑨ 同上機器付属配管設備（エア配管、エアチューブ、油圧配管、油圧ホース）1 式
- ⑩ その他（排気ダクト、照明、グローブボックス）1 式

2) 処理ブース外の解体撤去対象機器

- ① ドラムポーター 1 基
- ② 同上挿入ガイド 4 本
- ③ 油圧装置 1 基（ペール缶への油拔出し及び発注者が指示するドラム缶への廃棄含む）

3) 解体撤去除外機器

- ① 制御盤（タッチパネル含む） 1 面
- ② 活性炭フィルター（排気ファン、ダクト含む）1 基
- ③ 天井、壁パネル（ポリカ窓含む）
- ④ オイルパン
- ⑤ コモンベース
- ⑥ 架台、階段、手摺り等の構築物

(3) 解体撤去詳細

受注者は以下 1)～10)に示す解体撤去の詳細を遵守して、本工事を施工すること。

1) 機器の取外し撤去

処理ブース内の撤去対象機器は、コモンベースの据付けボルトを取外して撤去すること。撤去時は作業環境維持のため局所排気を設置すること。排気装置は発注者が貸与する。

2) 処理ブース内からの機器搬出

処理ブース内からの搬出は、シャッターの開口部を利用して行うこと。

同開口部では搬出困難な場合は、前面のパネルを取外して開口部を確保するか処理ブース内で解体細断して搬出可能なサイズにすること。なお、細断に際しては直火による溶断ではなくサンダー、セーバーソー等の工具を使用すること。

3) 鉄ケースへの収納

処理ブース内より搬出した機器及び処理ブース外の解体撤去対象機器は、漏洩品準備室内のトラバーサー上で鉄ケースに収納すること。鉄ケースの内寸法は W750×D1410×H700 であるが、D 寸法については 1410 ではなく 1300 までとすること。収納に際して鉄ケースに収まらない場合は、漏洩品解体準備室内にて細断を行うこと。この場合も直火による溶断ではなくサンダー、セーバーソー等の工具を使用すること。

4) 重量物の鉄ケース収納

重量物の鉄ケース収納については、発注者が貸与するクレーンを使用すること。クレーンの詳細は添付資料 7. クレーン配置図及び仕様を参照のこと。

5) 鉄ケースの運搬

鉄ケースの運搬は、受入検査室と漏洩品解体準備室の間をトラバーサー、搬送コンベア、クレーン等の運搬機器を使用して受注者にて行うこと。なお、運搬機器の操作手順は発注者にて教育を行う。運搬ルートの詳細は添付資料 8. 鉄ケース運搬ルート図を参照のこと。

6) 非金属類のドラム缶収納

非金属類については、漏洩品解体準備室内で材質別にドラム缶に収納して発注者に引渡すこと。なお、収納用のドラム缶は受注者にて用意すること。

7) 資機材搬入及び作業員入室経路

西区画棟西側の屋外出入り口から資機材搬入及び入室をすること。詳細は添付資料 8. 資機材搬入及び作業員入室経路図を参照のこと。

また入室後、管理レベル 1 エリア⇒管理レベル 2 エリア⇒作業エリアの順番で安全靴を履きかえること。安全靴は受注者にて用意すること。

8) 資機材置き場

資機材置き場は、漏洩品解体準備室とするがスペースが不足するようであれば監督員に相談して指示に従うこと。

9) 仮設計画

①仮設ハウスの設置

作業者等の休憩場所ともなる仮設ハウスを設置すること。仮設ハウスの設置場所および電気・水道の供給位置については現場説明会にて指示する。

②作業足場の確保

解体撤去に足場が必要な場合は、足場板及び組立用の短管等を用意して設置すること。
また、足場板については PCB の付着を防止するためシートで養生すること。

③作業用照明の確保

解体撤去時は、作業安全上一次電源を OFF にするため常設の照明は使えないことから
作業用の仮設照明を用意すること。

7. 作業安全対策及び関係法令の遵守

(1) 作業上の保安処置

1) 電源計装配線の切離し

2 階のケーブルダクト内で切断して切り離すこと。なお、一次電源の切離しは発注者側で
事前に実施する。切離し後の開口部はビニールシートで養生すること。

2) 計装エアーの切離し

2 階のバルブより切り離すこと。また、バルブの 2 次側はプラグで閉止すること。

3) 給排気ダクトの切離し

2 階の立ち上がり部分で切断して切り離すこと。切離し後の開口部はビニールシートで
養生すること。上記、切離し箇所の詳細は添付資料 9. 電源計装配線・計装エアー・給排気
ダクト切離し平面図を参照のこと。

(2) 保護具

作業に際しては解体撤去管理レベルⅡに適合した保護具を着用すること。下記表 1 に保護具
種類を示す。化学防護服は作業の都度交換し監督員が指定するドラム缶に廃棄すること。

表 1 保護具種類

保護具種類	仕様等
保護帽	ヘルメット
保護マスク	半面体マスク
保護着	化学防護服（JIS T8115）
安全靴	安全靴（管理レベル 2 専用青靴）
手袋	インナー手袋＋革手袋
保護メガネ	保護メガネ

(3) 工具等の準備

- 1) 受注者は使用する工具等について正常に使用できるように適正に管理すること。

- 2) 解体撤去に必要となる工具類、解体撤去中に部材の吊上げ・保持等のために使用するチェーンブロック等の吊り上げ機器材は受注者が準備すること。工事エリアに持ち込んだ工具類、吊り上げ機材等を工事エリアから持ち出す場合は、受注者にて工具類の表面を十分に洗浄し監督員の承諾を得ること。
- 3) 溶断は使用しない。
- 4) 受注者が本施設のクレーン等を使用する場合は、受注者は監督員に使用確認を求め、承諾された後に、指定された時間内に限り使用できるものとする。但し、月例点検時は使用不可とする。使用に際して法定点検は JESCO で行なうが、使用時の使用前点検等については適切な管理を行うこと。

(4) 作業者の労働安全衛生対策

最新版の「JESCO PCB 廃棄物処理施設 解体撤去実施マニュアル共通編（改訂第 2 版）2024 年（令和 6 年）9 月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）」（以下、「解体撤去実施マニュアル」という。）(<https://www.jesconet.co.jp/content/000020190.pdf>) を参照し漏洩防止、労働災害防止等に努めること。

受注者は、本工事に係る労働安全衛生上の有害因子に対し、表 2 に示す対策に加え、必要となる対策を適切に講じること。

表 2 本工事に係る作業者の労働安全衛生対策

労働安全衛生上の 有害因子	対策
PCB のばく露	・ 解体撤去管理レベルに応じた保護具着装 ・ 切断面や開放面の養生による PCB の拡散防止 ・ PCB 管理区域及び解体撤去管理レベルに応じた入退室管理
墜落	・ 作業床・手摺・囲い・覆い等の墜落防止措置を原則とし、それが困難な場合は墜落防止用器具を使用 ・ 高所作業時は監視員を配置。また上下作業は原則禁止
落下	・ 有資格者による玉掛け、作業指揮者の配置 ・ 工具や解体品を固定するなど落下防止措置 ・ 床面や手摺の隙間に防災シート等による落下防止養生の実施 ・ 高所作業時は監視員を配置。また上下作業は原則禁止
挟まれ	・ 有資格者による玉掛け、作業指揮者の配置 ・ 工具や解体品を固定するなど移動防止措置
熱中症	・ 既設の換気扇、スポットクーラー等の利用 ・ 暑さ指数（WBGT:湿球黒球温度）を指標として、作業内容、作業時間の検討

	・ クールベスト等の着用
新型コロナウイルス等感染症	・ 三密（密集・密接・密閉）の回避など国、県及び市の推奨する対策を講じる ・ 工事事務所におけるマスク着用及び手指の消毒、体温管理

(5) 統括安全衛生管理体制の確立

解体撤去に携わる作業者の人数に応じ、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任を遵守する。解体撤去工事を行う元請業者は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第 15 条に基づいて、統括安全衛生管理体制の確立を図ること。また、下請事業者を含む作業に従事する者全員に、労働安全衛生対策の遵守を徹底させること。

(6) 特定化学物質等作業主任者の選任

受注者は、取扱う PCB 濃度に関わらず、特定化学物質作業主任者の資格を有する者の中から作業主任者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業者の保護具の着用状況の管理及び局所排気装置等に対して 1 か月を超えない期間毎に点検を行わせること。なお作業主任者は、不在の場合等に備え複数名選任しておくこと。

(7) 新規入場者教育の受講

作業を実施するにあたり、新規入場者は JESCO が行う新規入場者教育を受講すること。又、JESCO が行う新規入場者教育において、受注者側にやむをえない事情により欠席者が生じた場合は、監督員が、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の中から入場者教育を指名する。指名された入場者教育者は、次の事柄を行うものとする。

PCB を取扱う場所での作業であることを認識させるため新規入場者教育に PCB の知識や管理区域の考え方、安全で安心な PCB 処理に関する十分な教育を事前に実施し、監督員に報告すること。

(8) 緊急時の措置

万一、工事従事者が PCB に暴露した場合には、除染措置後、速やかに緊急診断を行うこと。緊急診断は、特定化学物質等障害予防規則に基づく緊急診断の規定を準用すること。また、コロナ等の感染防止対策を行うこと。

(9) 緊急時の対応について

緊急地震速報受信時及び異常気象時の対応

受注者は、緊急地震速報受信時及び、大雨、強風時など、異常気象時の対応方法として連絡体制及び対応手順等を施工計画書に記載すること。

(10) 関係法令等の遵守

本工事の施工にあたっては、受注者は関係する消防法、安衛法等の法令を遵守するとともに必要な届け出書類を作成し所轄官庁または JESCO に提出すること。

(11) 工事の中断

受注者は次に掲げる事象を発見した場合は速やかに監督員に報告しその指示に従うこと。
監督員は次に掲げる事象を認めた場合において、受注者に工事の中断を指示することがある。又監督員は、当該事象が終息また回復したと認められた場合に工事の再開を受注者に指示する。

- 1) 作業室内負圧が維持できない場合
- 2) 不浸透性床の健全性が損なわれた場合
- 3) 環境モニタリングにおいて基準値（環境基準、協定値等）を超過した場合
- 4) 労働災害が発生した場合（不慮災害を含む）
- 5) 関係官庁（所轄労働基準監督署等）より行政指導を受けた場合
- 6) その他、監督員が必要と認める場合

(12) 周辺住民への対応

受注者は、工事にあたって周辺環境の保全に十分に配慮するとともに、周辺住民から工事への苦情等が寄せられた場合には周辺住民が安心できるように誠意をもって対応すること

8. 所掌範囲

本工事での所掌範囲を表 3 に示す。

表 3 所掌範囲

工事別	作業内容	発注者	受注者	運転会社
工 事 準 備	仮設建屋の等の設置及び消防申請		○	
	電源、計装配線の切離し	○	○	
	計装エアーの切離し		○	
	工具等の準備		○	
	保護具の準備		○	
	仮設工事		○	
	火気対策		○	
	足場設置		○	
解 体 撤 去工事	解体撤去範囲の機器等の解体撤去		○	
	解体撤去物の鉄ケースへの収納		○	
	解体撤去前後の写真撮影		○	
発生物	保護具等の分別、袋詰め		○	

の処分	工具類の除染		○	
	保護具等の処分	○		
消防及び廃掃法上の申請等		○		
石綿調査及び行政への報告			○	

9. 一般事項

(1) 工事を施工しない日、及び時間帯

土曜日、日曜日、祝日、GW（4月29日～5月6日）は工事を施工しない日とする。

但し、土曜日、祝日については、解体・撤去作業を妨げるものではない。

また、工事を施工しない時間帯については、原則、平日の午後5時から翌日午前8時までとする。但し、別に定める場合はこの限りではない。

(2) 発注者が供給する用役

発注者が供給する用役を以下に記載する。

- 1) 電源：(AC3φ200V・AC1φ100V、200V)
- 2) 上水：西棟（0.45MPa）
- 3) プラント用空気：（0.7MPa）
- 4) 計装用空気：（0.7MPa）
- 5) 窒素：（0.45MPa）

(3) 損害補償等

工事にあたっては、近隣の建物や物件等に損害を与えないよう十分に注意し、万が一損害を与えた場合は、受注者において損害賠償を含めて適切に対応すること。受注者は本工事の施工に際し、工事請負契約書第54条に基づき、請負業者賠償責任保険に加入すること。

10. 工事の検収等

工事の検収は、本工事の進捗状況と完成状況を監督員が確認後、工事報告書を提出し、この受領をもって検収とする。また、工事物件の引き渡しについては、完成検査の合格をもって行う。

11. 提出図書

受注者は工事にあたり、次の書類を作成し、監督員の承諾を受けること。ただし、軽微なものは監督員と協議の上、その一部を省略することが出来る。

(1) 契約時

- | | |
|-------------------|-----|
| 1) 現場代理人届 | 1 部 |
| 2) 主任技術者届又は監理技術者届 | 1 部 |

- | | |
|------------|-----|
| 3) 専門技術者届 | 1 部 |
| 4) 請負代金内訳書 | 3 部 |
| 5) 工程表 | 3 部 |
- (2) 着工前
- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1) 施工計画書 | 3 部 |
| (請負者組織表、緊急連絡先、工程表、施工要領書、仮設計画等) | |
| 2) 施工体制台帳 | 1 部 |
| 3) 消防及び廃掃法上の申請及び説明に必要な図面等資料 | 3 部 |
- (3) 完成時
- | | |
|----------|-----|
| 1) 工事報告書 | 3 部 |
|----------|-----|
- 工事報告書には、下記項目を含むこと。
- 作業記録（実施した作業内容、作業手順及び措置内容を明確に示すこと。）
- 実績工程（全体工程、現地工事工程の計画/実績工程、実績工数を含むこと。）
- 作業写真（作業写真には作業日及び作業内容を鮮明に撮影した解体作業前・中・後の写真を含むこと。）
- | | |
|--------|-----|
| 2) 完成届 | 1 部 |
|--------|-----|

以上

目 次

添付資料 1. 大阪 PCB 処理事業所周辺図	2
添付資料 2. 東西区画棟全体配置図.....	3
添付資料 3. 漏洩品解体準備室配置図	4
添付資料 4. 廃粉末活性炭前処理装置全体配置図	5
添付資料 5. 廃粉末活性炭前処理装置機器配置図	6
添付資料 6. 廃粉末活性炭前処理装置機器外形図	7
添付資料 6-1 ドラム缶傾転機外形図.....	7
添付資料 6-2 ドラム缶搬送台車外形図	8
添付資料 6-3 穴あけ機外形図	9
添付資料 6-4 伝熱促進体打込み機外形図.....	10
添付資料 6-5 伝熱促進体ストッカー外形図	11
添付資料 6-6 回転テーブル外形図	12
添付資料 6-7 シャッター外形図.....	13
添付資料 6-8 ドラムポーター外形図.....	14
添付資料 6-9 油圧装置外形図	15
添付資料 7. 貸与クレーン配置図及び仕様	16
添付資料 8. 鉄ケース運搬ルート図	17
添付資料 9. 資機材搬入・作業員入室経路図.....	18
添付資料 10. 電気計装配線・計装エアー・給排気ダクト切離し平面図	19

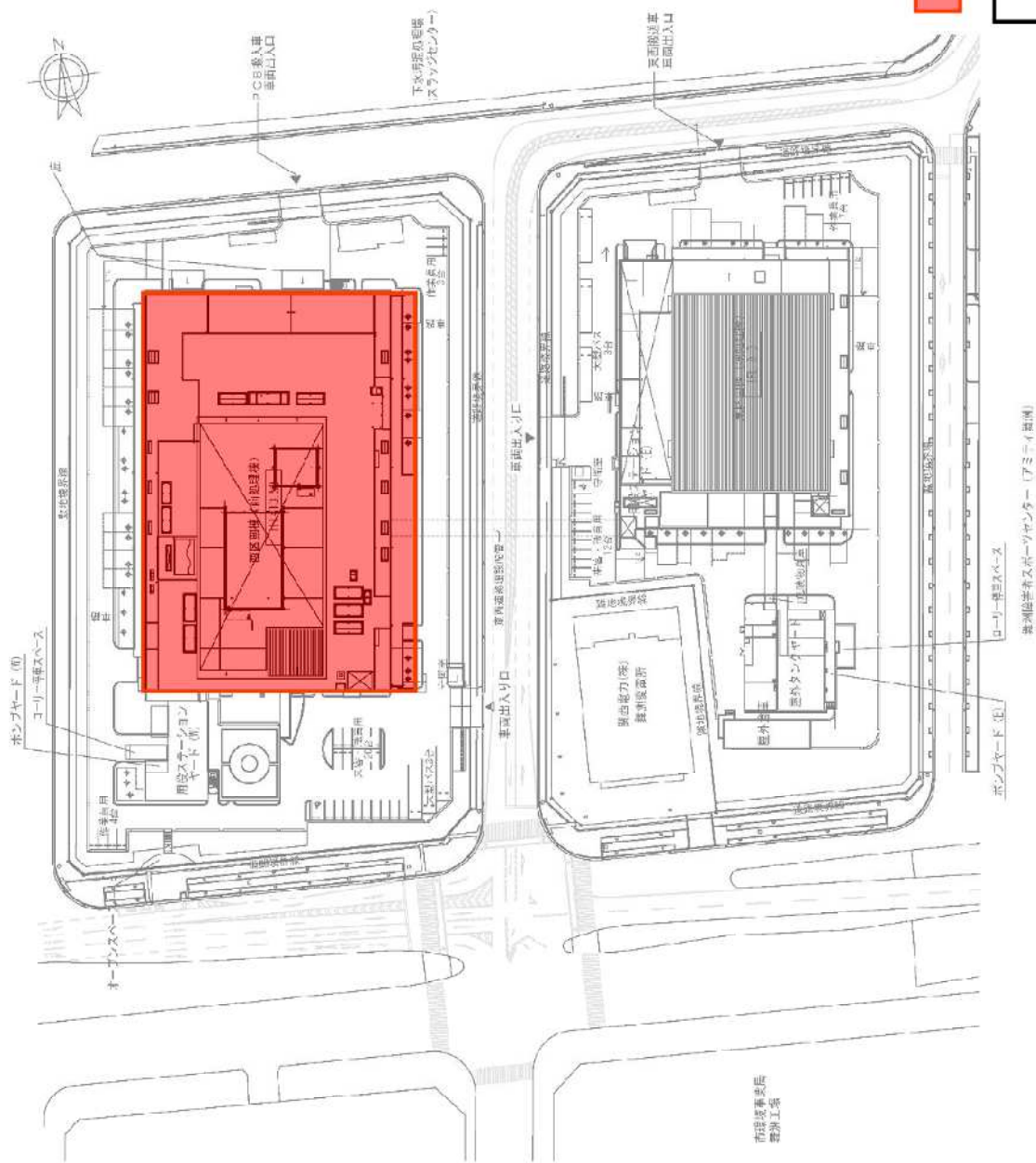
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所

大阪湾

大阪PCB処理事業所
西区画棟

2

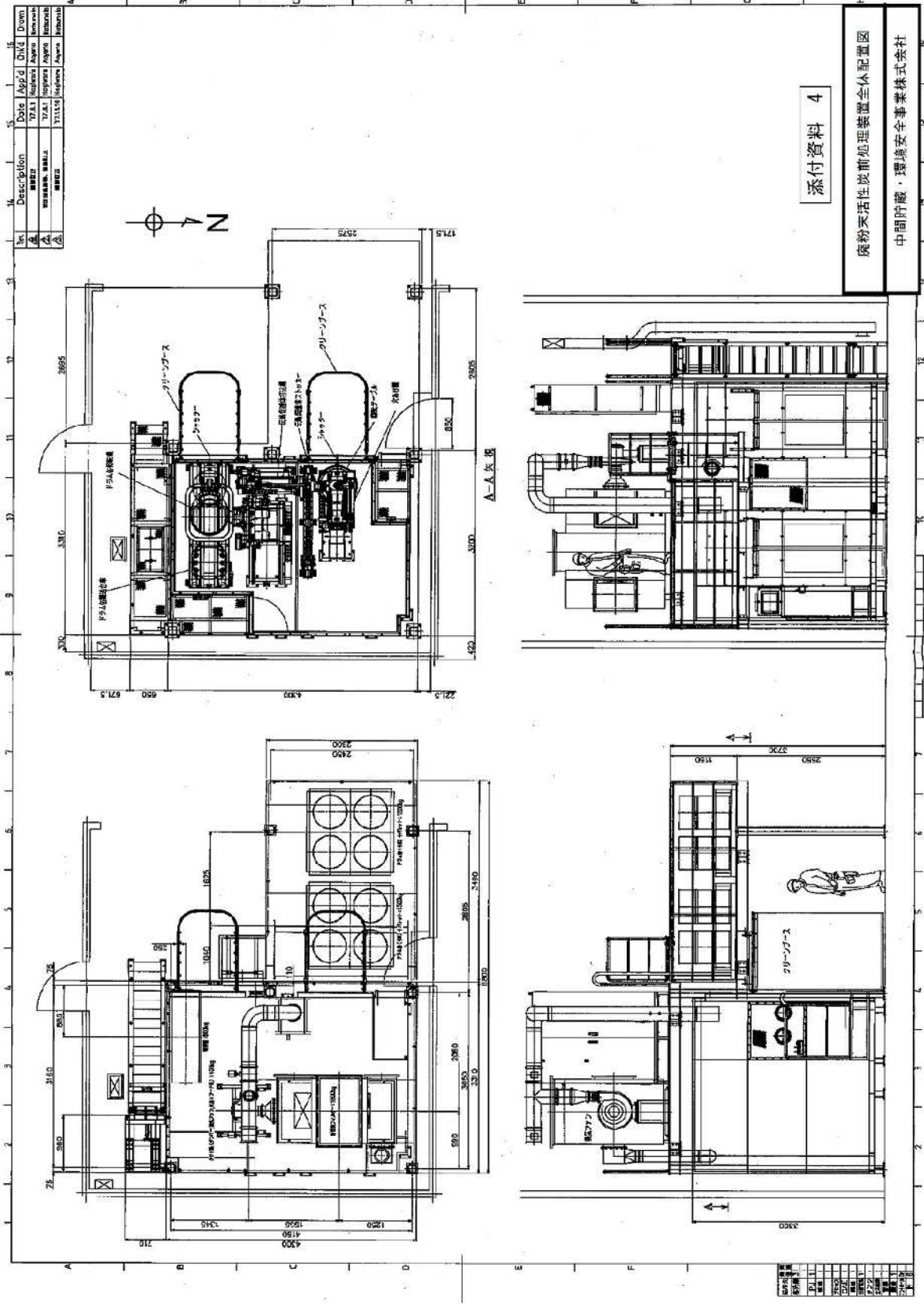
添付資料 2



工井(西棟)剖面图

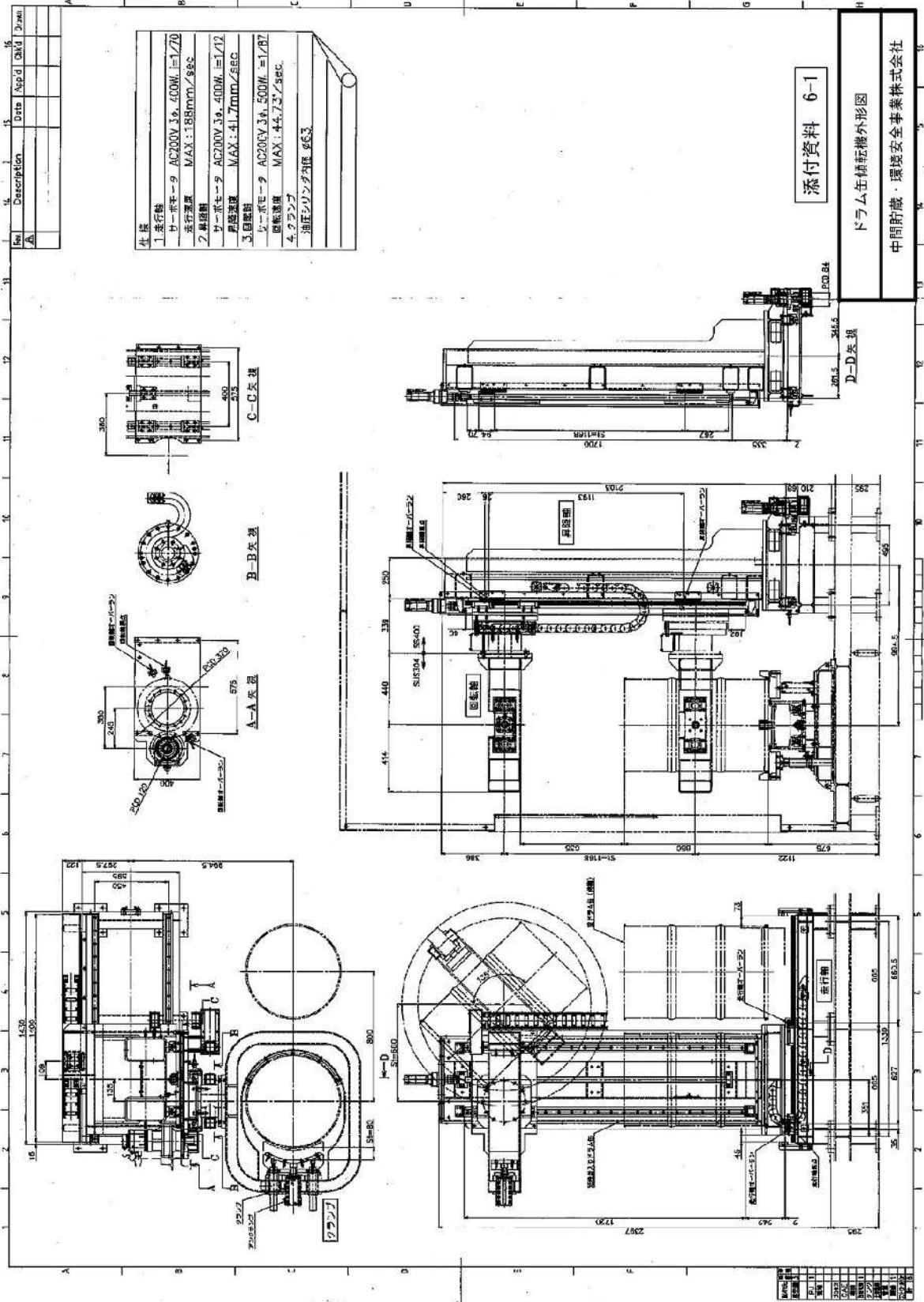
東西區面煉全體配置圖

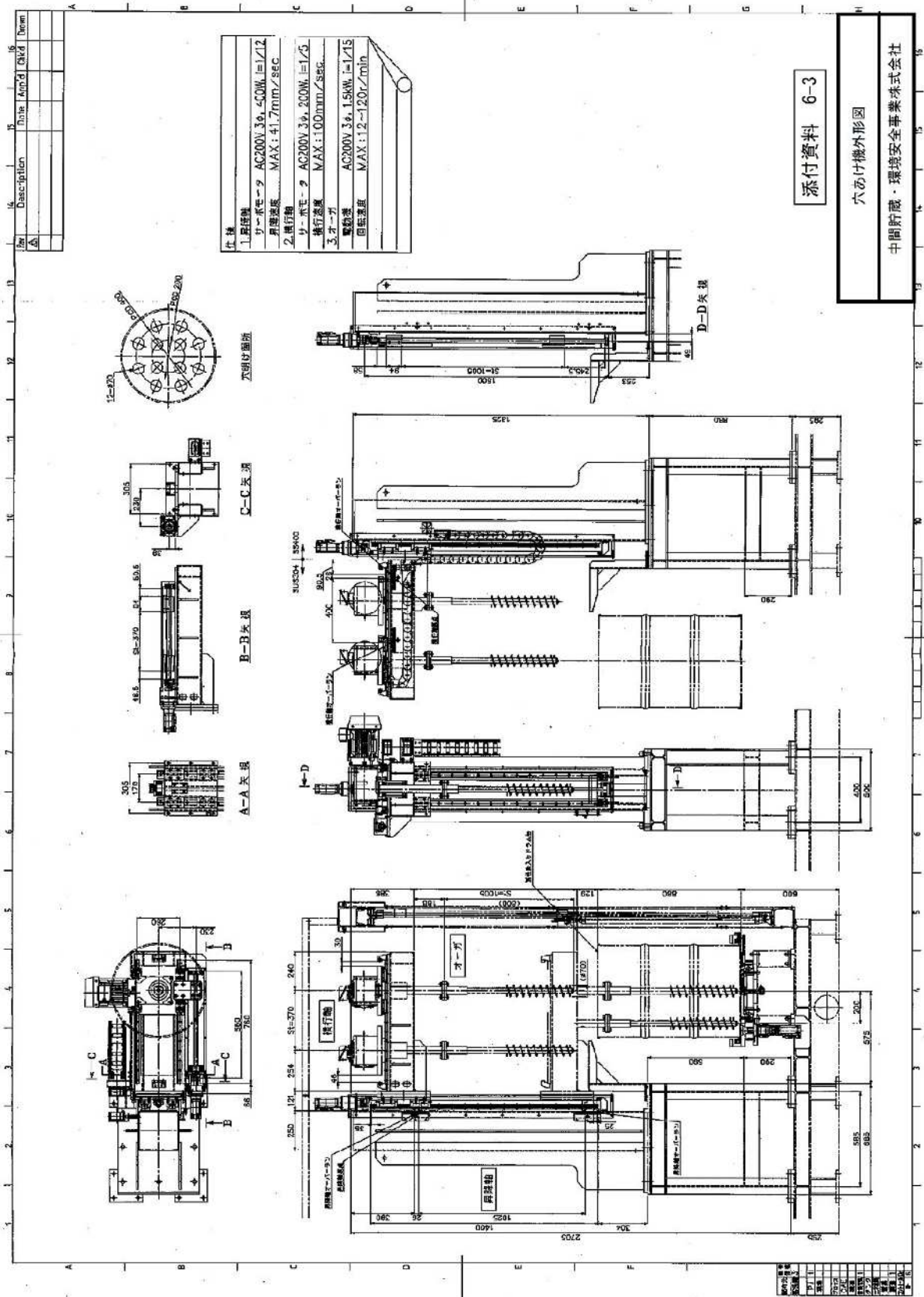
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

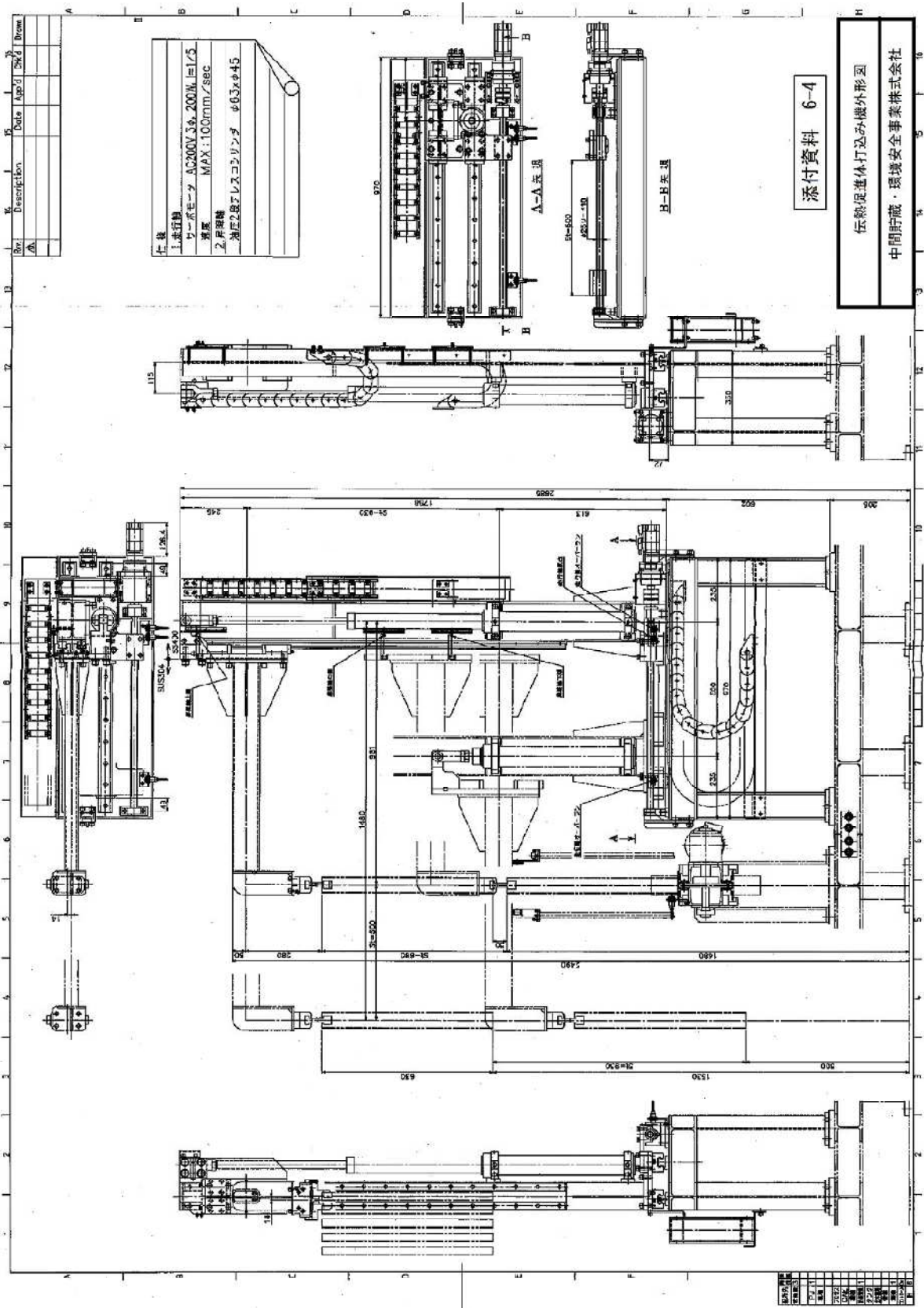


添付資料 4

炭粉灰活性炭前処理装置全体配置図
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

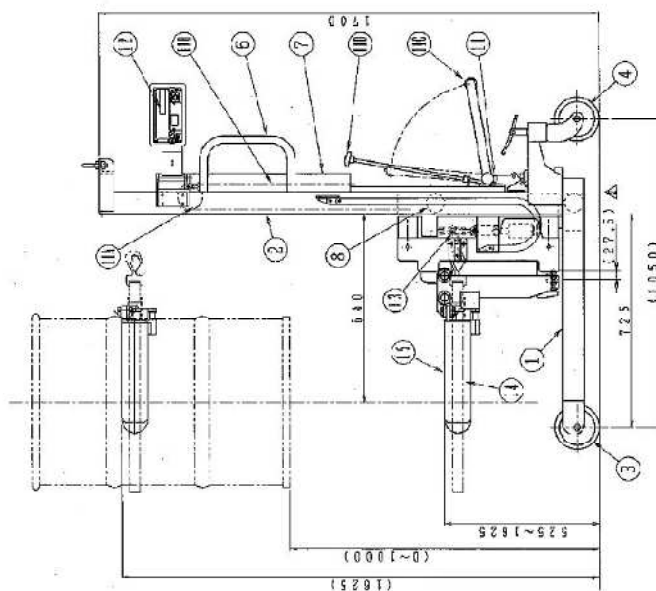






添付資料 6-4

伝熱促進体打込み機外形図
中間貯蔵・環境安全事業株式会社



シャツタ-外形図

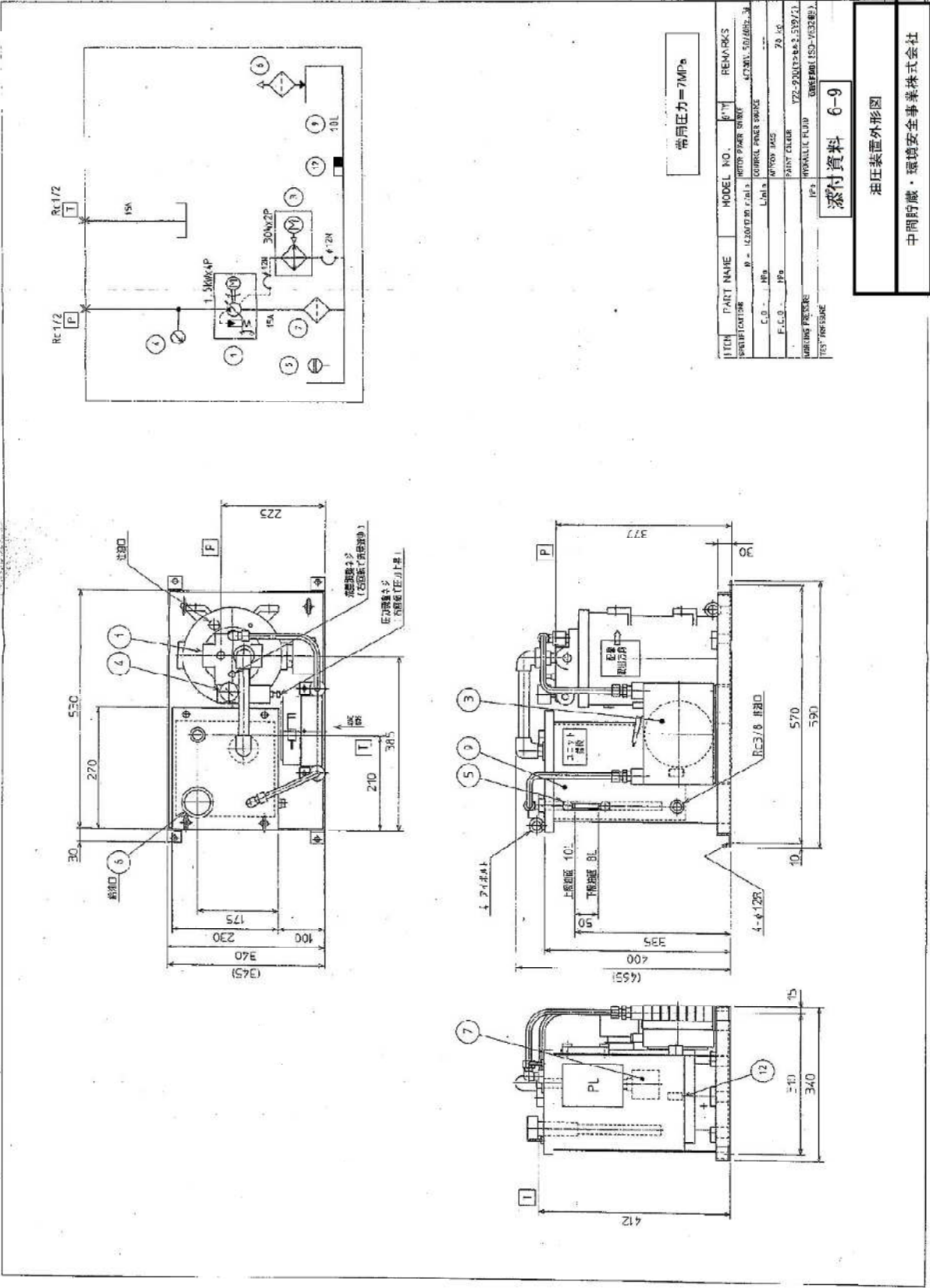
仕	庄
総人員数	300名
従業員数	4570×304mm (※標準品) JIS A 5000/1600 (同等品)
昇降装置	子動機 (ジャッキ式)
吊钩重量	約400kg
吊钩色	N-70 (白地工)
鋼材	C-2kg
作業者	200名
吊钩	40、25kg
表示装置	車上・下・カサリ表示機・6ヶ
取付時間	約18時間 (製造時間含む)

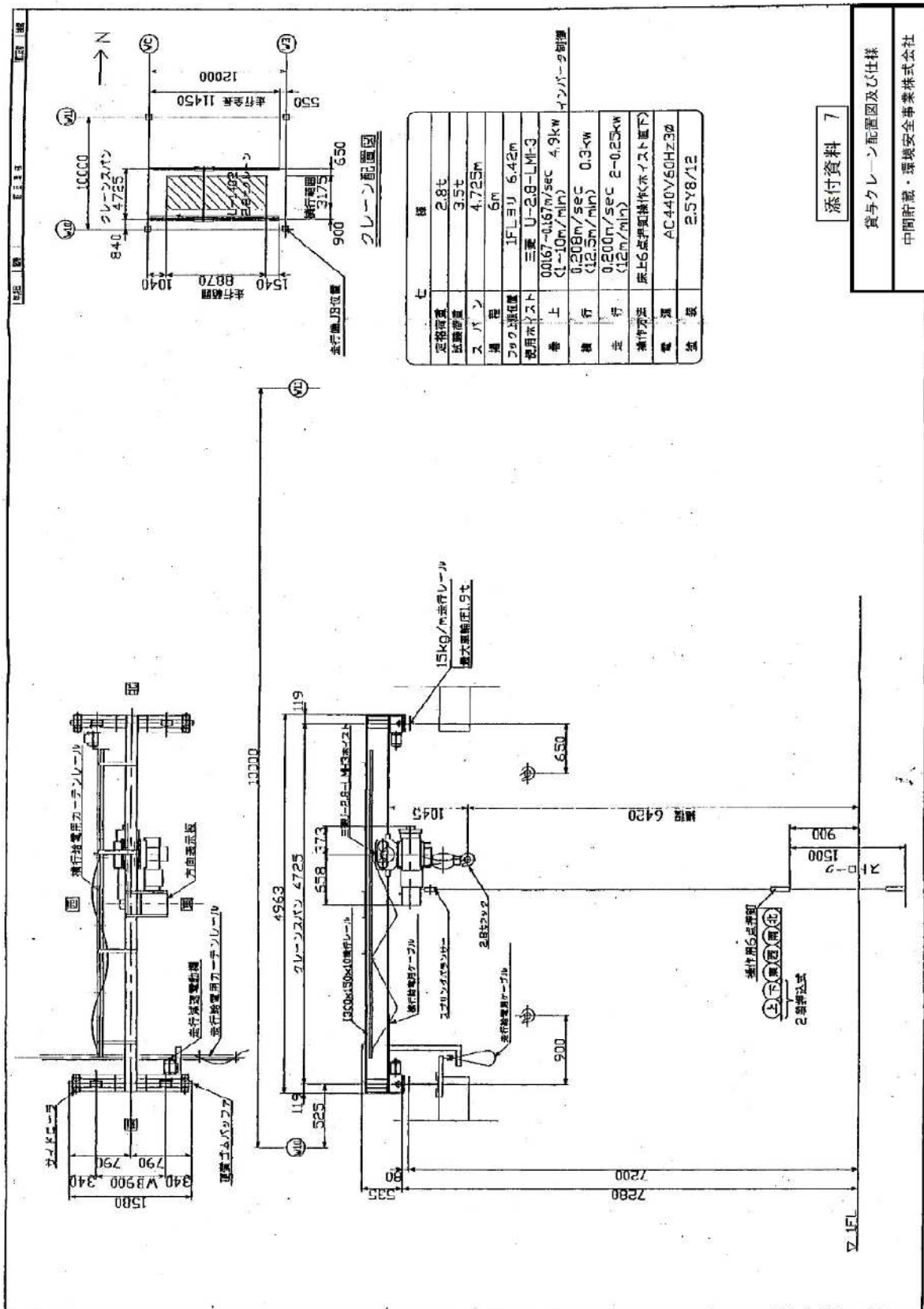
NO.	DESCRIPTION	MATERIAL	QTY	REMARKS
1	1. ノーレン	長物ノコ	2	
2	2. ギョーレン	UR	2	φ150
3	3. 固定板			
4	4. 固定脚	BR	2	φ150
5	5. 長物ノコ	SC	2	
6	6. プラチンペン			
7	7. カバー	固定板	1	
8	8. ガイダー	固定品	4	
9	9. プラチンペン	固定品	1	
10	10. ベンチング	固定品	3	
11	11. 固定板			
12	12. スクウェア			
13	13. ノーレン			
14	14. ベンチング	固定品	1	
15	15. ノーレン	固定品	1	

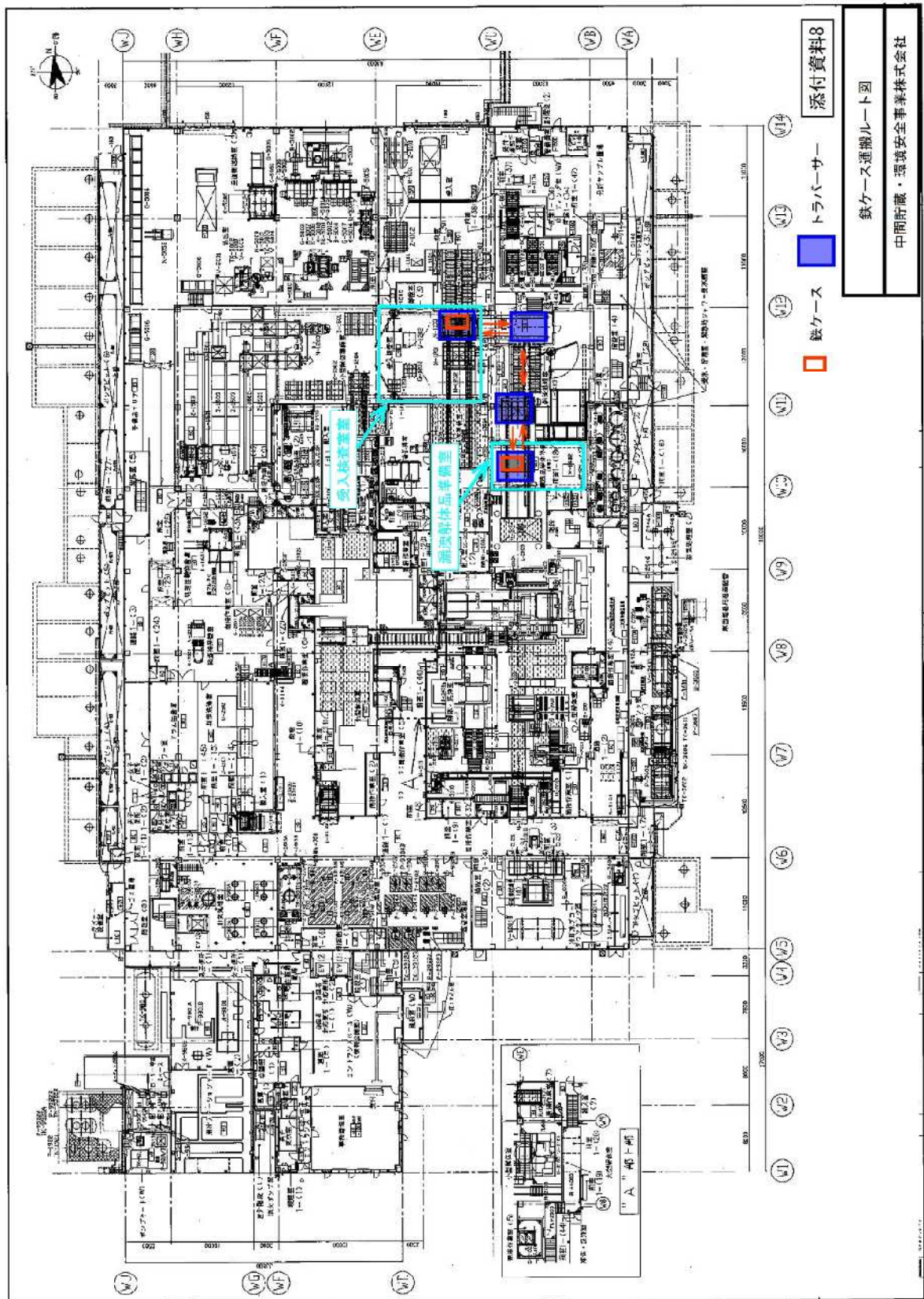
添付資料 6-8

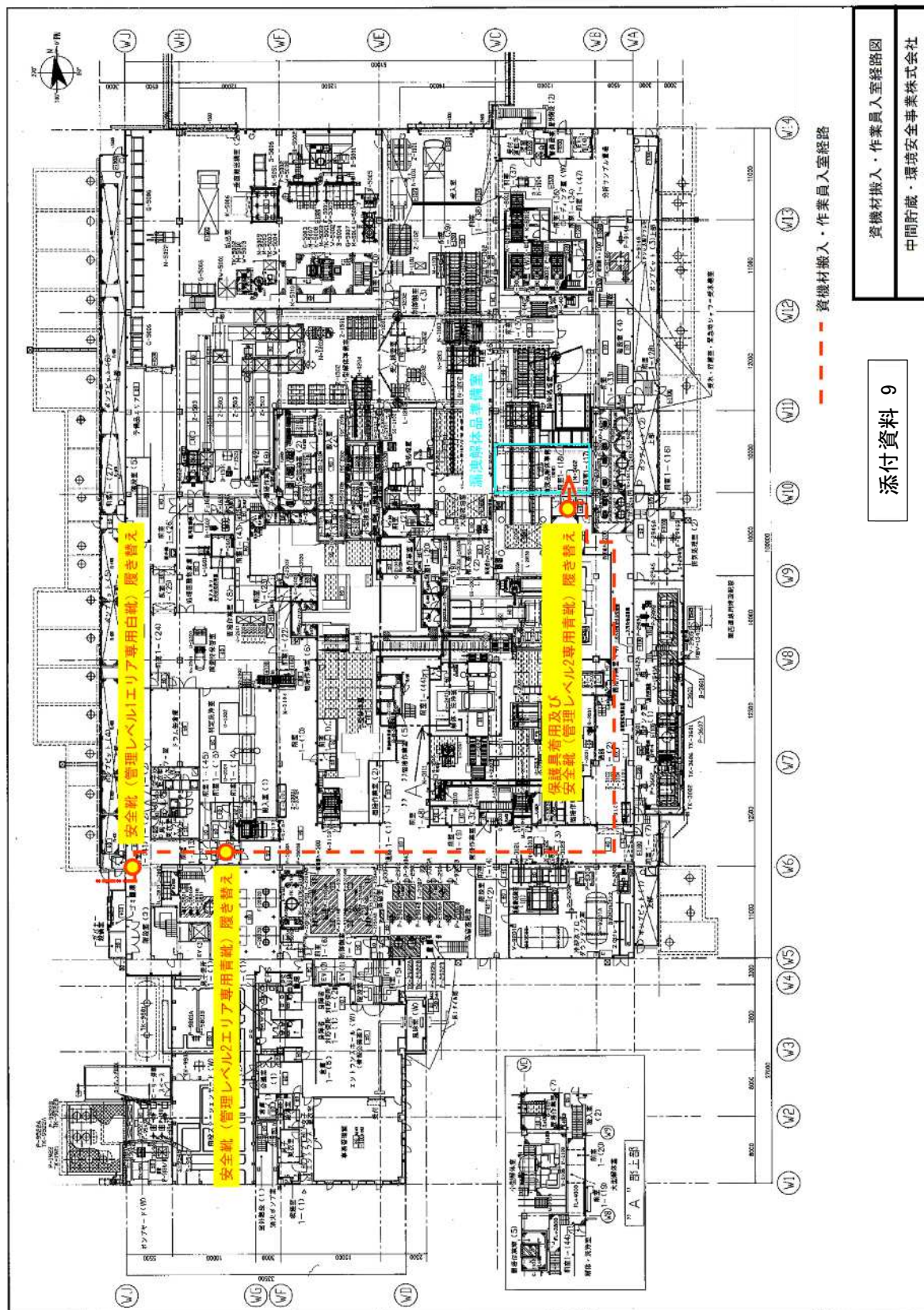
ドラムポーター外形図

中間貯蔵・環境安全事業株式会社











電氣計装配線・計装工了一・給排気切離し平面図

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 廃棄物処理施設
共通仕様書

令和 6 年 6 月改訂

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

1. 適 用

- 1) 本共通仕様書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所（以下「当社」という。）が発注する業務及び工事（以下「作業」という）に適用する。
- 2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- 3) 共通仕様書と他の図書類（以下「契約図書」という）の間に相違がある場合の優先順位は、以下の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書

2. 一般事項

1) 関係法令等の遵守

作業を実施するにあたり、受注者は労働基準法、労働安全衛生法、消防法等の法令、その他関係法令の外、地方自治体が制定する関係条例を遵守すること。また、当社が制定する規定、規則、基準等を遵守すること。

2) 作業の管理

契約図書に適合するよう完了（業務）または完成（工事）させるために、管理体制を確立し、安全、品質、工程等の管理を行うこと。

3) 作業の責任者

受注者は作業責任者を定め、契約様式に基づき当社担当者（以下「監督員等」という）を経由し

て発注者に届け出ること。また、責任者を変更した場合も同様とする。

作業責任者は、作業担当者に作業の内容および監督員等の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。また、作業責任者は、作業担当者以上の経験、知識および技能を有する者とする。なお、作業責任者は作業担当者を兼ねることができる。

3. 安全衛生関連事項

1) 新規入場者教育の受講

作業を実施するにあたり、新規入場者は当社が行う新規入場者教育を受講すること。

2) PCB管理区域内での保護具等準備

当社はPCB廃棄物を取り扱う施設であり、PCBの取り扱う程度によってレベル区分を設定し、レベル毎に保護具等の安全対策を講じている。従って、管理区域レベル内で作業を行う際は、受注者が添付資料1「保護具管理要領」に定められた保護具等を準備し、これを着用して、安全に作業を行うこと。必要に応じて仮設の局所排気等の作業環境を維持する措置を講じること。

また、管理区域レベル3で使用していた保護具は持ち出せないため注意すること。

3) PCB曝露時の措置

作業を実施する者が万が一 PCB に曝露した場合、速やかに除染措置を行い特定化学物質障害予防規則第 42 条における緊急診断を受診させること。

4) 火気の手配

作業を実施するにあたり、原則として火気の使用を禁止する。

ただし、やむを得ず火気を使用する場合は添付資料 2「火気取扱い要領」に定められた事項を遵守すると共に、書式 3「火気使用許可申請書兼許可証」を提出して防火管理者の許可を得ること。

火気使用前には受注者、当社、運転会社の 3 者で可燃ガス濃度の測定、危険物、可燃物の除去状況など安全確認を行う。受注者はこの安全確認終了後に必要な火災防止措置を講じた上で火気を使用すること。

また、火気使用終了時から 30 分経過後に残火を確認し結果を監督者に報告すること。

5) 酸素欠乏危険作業時の安全管理

入槽作業など酸素欠乏危険作業を実施する場合は、添付資料 3「酸素欠乏危険作業実施要領」に定められた事項を遵守すると共に、作業着手前に運転会社または受注者が選任した酸欠主任者立会いのもと 1 年以内に検定を受けた酸素濃度計を使用し酸素濃度を測定して作業環境の安全を確認すること。

測定した酸素濃度が 20%未満の場合は、入槽作業を禁止する。

6) 設備操作の禁止

監督員等の許可を受けている場合を除き、本施設内のバルブ、電源ブレーカー、スイッチ類の操作は禁止する。

7) 作業用足場の設置

作業で使用する足場、仮囲いは受注者が負担すること。

足場、仮囲い等は労働安全衛生法、建築基準法、その他関係法令に従い、適切な材料および構造の物を使用すること。

8) 作業場所以外への立ち入り禁止

作業場所への移動は定められた経路を通行すること。また、作業と関係のない場所への立ち入りは禁止する。

9) 飲食、喫煙の禁止

指定された場所以外での飲食、喫煙は禁止する。飲食、喫煙できる場所については新規入場者教育時に指定する。また、喫煙後は消火を確認し火災予防を徹底すること。

4. 現場作業関連事項

1) 入構の手続き

受注者は添付資料 4「入出門管理要領」に定められた事項を遵守すると共に、事前に書式 4「車両乗入れ許可証」を提出し構内車両駐車の手配を得ること。「車両乗入れ許可証」は車内前方の

見やすい位置に掲示すること。

2) 作業許可の手続き

受注者は事前に書式5「業務安全指示書」を提出し、当社からの安全に関する指示および作業実施の許可を得ること。

3) 作業の報告

作業責任者は作業開始時および終了時にその旨を監督員に報告すること。また、作業途中でも緊急的に判断が必要となった場合は、監督員へ速やかに報告し指示を仰ぐこと。

4) 作業の記録

作業責任者は、作業を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとると共に、監督員の指示、承諾、または作業責任者等からの協議等は、書式1「業務打合せ簿」または書式2「工事打合せ簿」に記入し、押印の上これらについて監督員の確認を得た記録を残しておくこと。また、作業の経過および結果についても書面および写真などで記録を残しておくこと。

5) 作業の安全管理

作業責任者は常に現場の安全、衛生管理に努めること。

6) 作業の検査

受注者は受注した作業が完了（業務）または完成（工事）した時点で監督員の検査を受けること。また、作業途中でも工程の区切りなどで監督員の検査が必要となった場合は、その依頼を速やかに行うこと。

7) 作業に使用する用役等

当社は操業に影響を与えない範囲で、下記用役等は無償で供給する。

- ・作業用電源　・計装用圧縮空気　・プラント用圧縮空気　・窒素　・上水
- ・仮設現場事務所、休憩所用敷地

5. 廃棄物処理関連事項

1) 残材の処理

受注者は作業を実施するにあたり、当社に持ち込んだ資材で使用しなかった或いは残った資材（以下「残材」という）については原則持ち帰ること。ただし、PCBに汚染された或いはその可能性がある残材については、当社で保管または処理するが極力発生を抑制すること。

2) 廃棄物の処理

作業を実施するにあたり、発生した廃棄物は原則受注者負担で処理すること。ただし、PCBに汚染された或いはその可能性がある廃棄物については、当社で保管または処理するが極力発生を抑制するよう努めること。

6. その他

本共通仕様書および特記仕様書に記載なき事項が発生した場合は別途協議により決定する。

別記様式 第3 業務打合せ簿(監督員⇄業務受託者)(用紙 A4 縦)
業務打合せ簿(監督員⇄業務受託者)

業 務 名				発 議 者		業務責任者 監 督 員	
業務受託者				発 議 日		令和 年 月 日	
発議形式		請求 通知 報告 申出(届・願) 承諾 指示 協議					
監督員 押 印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者 押 印	業務責任者	主任(監理)技術者	
監督員 以外の 確認印				備考			
発議事項 (添付図書目録／内容) 件 名 :							
回答事項		通知 報告 指示 承諾 一部承諾 不承諾 受理 解除			回答日		令和 年 月 日
(添付図書目録／内容／条件／理由等)							

(注) 1. 打合せの都度2部作成し、監督員と業務受託者が各々保管する。
2. 選択項目は、 ☐ で囲むこと。

別記様式 第3 工事打合せ簿(監督員⇄工事受注者)(用紙 A4 縦)
工事打合せ簿(監督員⇄工事受注者)

共通仕様書
書式2

工 事 名				発 議 者		現場代理人 監 督 員	
工事受注者				発 議 日		令和 年 月 日	
発議形式		請求 通知 報告 申出(届・願) 承諾 指示 協議					
監督員 押 印	総括監督員	主任監督員	一般監督員	受注者 押 印	現場代理人	主任(監理)技術者・他	
監督員 以外の 確認印				備考			
発議事項 (添付図書目録／内容) 件 名 :							
回答事項 通知 報告 指示 承諾 一部承諾 不承諾 受理 解除 回答日 令和 年 月 日 (添付図書目録／内容／条件／理由等)							

- (注) 1. 打合せの都度2部作成し、監督員と工事受注者が各々保管する。
2. 選択項目は、☐で囲むこと。

JESCO様式-2 火気使用許可申請書兼許可証

整理番号 2024年度 ー

(新規 継続) 火気使用許可申請書兼許可証

※	工事件名	
---	------	--

※	火気区分	有効期限	使用火気
	直接火気	7日以内	例 (溶接/溶断/バーナー/グラインダー/電熱器等からの裸火など)
		※記入欄()	
	間接火気	1か月以内	例 (火花を発生可能性のある電気機器、直接火気に該当しない加熱体)
		※記入欄()	
	暖房房火気	1年以内	例 (暖房湯沸かし等)に使用する電熱器、ストーブコンロ等)
		※記入欄()	
	喫煙火気	1年以内	例 (電気ポット、冷蔵庫、喫煙、電気スタンド等)
		※記入欄()	

許可年月日 年 月 日 注1

新規許可証 No.	旧許可証 No.
-----------	----------

担当課(室、PT)名

担当者名

工事(業務)名	所見・判定	
	防火管理者	運転会社責任担当者
火気使用場所		
防護対策		
火気使用期間	解体・撤去 PT マネージャー	
火気使用場所の位置図等		
※	安全対策 課長	

※許可申請書発行時に記入のこと

注1. 定検期間中の間接火気使用許可については定検期間内は有効とする

様式－ 1

共通仕様書
書式 4

許可(総務課)

車両乗入れ許可証

業 者 名	
車両管理責任者	氏名 携帯 - -
運 転 者 名	氏名 携帯 - -
車 種	
ナ ン バ ー	
許 可 期 間	～

注意事項

1. 車は指定の場所以外に駐車しないこと。
2. 構内速度は 10 km/h 以下とする。
3. 指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
4. 構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
5. 大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
6. 構内での喫煙は厳禁である。
7. 吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
8. 車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
9. 緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。
(シートベルト、携帯電話、過積載、速度等)

令和 年 月 日

業者名 _____

責任者 _____

業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕

共通仕様書
書式 5

工事番号		工事名称		予定終了工事期間		中間貯蔵・環境安全事業(株)		(株)エコクリエイト大阪		統括管理		元請		協力会社	
作業年月日								(株)エコクリエイト大阪		統括管理		元請		協力会社	
注記 1. 受注者は作業実施日の作業項目・作業時間・作業場所・作業指揮者名等を記入して作業前日の打合せに提出のこと。 2. ecoo担当者は安全作業指示事項を記入する。 3. 運転中の業務の場合は、施設運転管理者の作業許可サインを受領のこと。 4. JESCO担当者は予定作業が着工出来るか否かを、作業許可欄(許可・否のどちらか)に○印をして受注者にコピーを返却する。															
No.	本日の作業内容		作業予定時間	作業場所 階・FL(m)	*1 危険作業及び資格者作業	①作業指揮者名 ②作業人数		*2 安全作業上のポイント 品質管理上のポイント		*3 中間貯蔵・環境安全事業(株)安全指示事項 (株)エコクリエイト大阪安全指示事項		*4 運転調整 作業可・否		受注者受領 確認者	
(二次業者番号) □□□				棟	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物	②						有・無			
				室	玉掛・高所車・溶接・重量物	人						許可			
	火気使用許可番号			階	クレーン・支保工・建設重機 その他(一般・接触)	計 ①+② 人		ecoo				否			
(二次業者番号) □□□			)	棟	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物	①				JESCO		有・無			
				室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人						許可			
	火気使用許可番号			階	クレーン・支保工・建設重機 その他()	計 ①+② 人		ecoo				否			
(二次業者番号) □□□			:) :	棟	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物	①				JESCO		有・無			
				室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人						許可			
	火気使用許可番号			階	クレーン・支保工・建設重機 その他()	計 ①+② 人		ecoo				否			
(二次業者番号) □□□			:) :	棟	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物	①				JESCO		有・無			
				室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人						許可			
	火気使用許可番号			階	クレーン・支保工・建設重機 その他()	計 ①+② 人		ecoo				否			
(二次業者番号) □□□			:) :	棟	高所・火気・重機・感電 足場・酸欠・有機・特化物	①				JESCO		有・無			
				室	玉掛・高所車・溶接・ガス	人						許可			
	火気使用許可番号			階	クレーン・支保工・建設重機 その他()	計 ①+② 人		ecoo				否			
備考	*1 対象工事の項目に○印をつける。 *2 受注者にて安全作業施工上のポイント及び品質管理上のポイントを記入する。 *3 ecoo担当者は安全指示事項を必ず記入して受注者に返却する。 *4 運転調整の必要な作業は運転調整欄の有り○印をつけて作業着工許可は運転管理者の着工許可を得てから本許可証を発行する。														

文書番号	
制定年月	2014 年 2 月 12 日
改訂年月	2019 年 4 月 1 日
改訂番号	0 2

保護具管理要領

《 目 次 》

	頁
1. 目 的	1
2. 適用範囲	1
3. 保護具の着用	1
3.1 管理区域レベル1	1
3.2 管理区域レベル2	1
3.3 管理区域レベル3	1
3.4 その他	1
4. 保護具管理	1

承認	審査	作成
		



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所

保護具管理要領

頁番号 1/3

文書番号：

改訂番号： 02

1. 目 的

この要領は、大阪PCB処理事業所（以下事業所という）において使用している保護具について管理区域レベルに応じた着用及び交換基準を規定し、JESCO 所員の安全及び健康を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

事業所処理施設内に入室する全ての者に適用する。

3. 保護具の着用（別表1 管理区域レベルにおける保護具を参照）

3.1 管理区域レベル1

- 1) 作業服 ; 着用する。
- 2) ヘルメット ; 着用する。
- 3) 手袋 ; 必要に応じて手袋を着用する。
- 4) マスク ; 活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。
但し作業環境測定の結果、ダイキソ類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は1回/2週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
- 5) 靴 ; 安全靴（白色）を着用する。

3.2 管理区域レベル2

- 1) 作業服 ; 着用する。
- 2) ヘルメット ; 着用する。
- 3) 手袋 ; 作業内容により取り決める。
- 4) マスク ; 活性炭入り簡易マスクを着用する。活性炭入り簡易マスクは使い捨てとする。
但し作業環境測定の結果、ダイキソ類濃度が基準値を超過した場合は「半面体型防毒マスク」着用に変更を行う。吸収缶の交換頻度は1回/2週間程度とする。（保護具の変更を行った部屋は入り口扉に表示を行う）
- 5) 靴 ; 安全靴（青色）を着用する

3.3 管理区域レベル3

- 1) 作業服 ; 化学防護服を着用する。化学防護服の交換頻度は1着/1日程度とする。
- 2) ヘルメット ; 着用する。（レベル3前室に保管されているものを着用する）
- 3) 手袋 ; インナー手袋を着用後、化学防護手袋を着用する。
- 4) マスク ; 全面体型防毒マスクを着用する。吸収缶の交換頻度は1回/1週間程度とする。
- 5) 靴 ; 化学防護長靴（黄色）を着用する。

3.4 その他

作業用に許可された各管理区域に設置したグリーンハウス内の保護具

- 1) 作業服 ; レベル3相当とし化学防護服を着用する。
- 2) ヘルメット ; 設置管理区域でのヘルメットを着用する。
- 3) 手袋 ; レベル3相当としインナー手袋を着用する。
- 4) マスク ; レベル3相当とし半面体型防毒マスクを着用する。
- 5) 靴 ; 設置管理区域での指定靴を着用する。

4. 保護具管理

JESCO 職員の半面体型防毒マスク吸収缶は、6ヶ月毎に交換する。（吸収缶に交換日を記入することで、自己管理を行う）

保護具管理要領

頁番号 2/3

文書番号：

改訂番号： 02

表1 管理区域レベルにおける保護具

管理レベル 項目		管理区域レベル3	管理区域レベル2	管理区域レベル1	一般PCB廃棄物 取扱区域	非管理区域	
						工場ゾーン	管理ゾーン
対象室名又はエリア		・小型解体室 ・大型解体室 ・漏洩品解体準備室	・解体／洗浄室 ・大型／小型抜油室 ・搬入室 ・充填室 ・間接作業室 ・解体室外周通路 ・中間処理室	・受入検査室 ・判定洗浄室 ・解体準備室 ・真空加熱分層処理室 ・高圧室 ・液処理室 ・地下タンクボックス ・ポンプピット	・受入室 ・モニタリング機械室 ・ローディング室 ・分析機器室 ・分析室	・払出エリア ・中央制御室 ・電気室	・事務所 ・食堂 ・見学通路 ・ホール
保護具の要件	作業環境の基本的考え方	通常作業時下でPCBによる作業環境汚染の可能性があるため、レベルの高い管理が必要。	通常作業時、PCBによる作業環境汚染の可能性は低いが、相応の管理が必要。	設備等により工程内のPCBは、作業環境と隔離されているため、通常作業下では、PCBによる作業環境汚染はない。	管理区域レベル1～3を除く、PCB廃棄物の取扱区域	PCB廃棄物を取扱わない区域	
	作業従事者	トランス、コンデンサ等の解体作業に伴いPCB油を含む溶剤等が作業者に付着する可能性があるため適切な保護具を装着する。	基本的に一般作業着等の装着を行う。	一般作業着等の装着を行う。	一般作業着等の装着とする。	一般作業着等の装着とする。	
作業従事者の基本作業時	作業服	○ (化学防護服)	○	○	○	○	—
	ヘルメット	○	○	○	○ (分析室は不要)	○	—
	手袋	○ (化学防護手袋)	作業内容により取り決め	必要に応じて手袋着用	受入室: 皮手袋 分析室: 分析用手袋	必要に応じて手袋着用	—
	インナー手袋	○	○ (溶剤等の液体に接触する可能性がある場合装着)	—	—	—	—
	マスク	○ (全面体形防汚マスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	○ (簡易活性炭入りマスク)	—	—
	靴	○ 化学防護長靴(黄色)	○ レベル2専用(青色)	○ レベル1専用(白色)	○ レベル1専用(白色) 分析室は、専用靴	○ レベル1専用(白色) (中制・電気)室は、専用靴	—
	保護眼鏡	—	作業内容により取り決め	作業内容により取り決め	分析室: 保護眼鏡	—	—
その他 ・PCB等付着作業時の装備 ・各管理区域に設置した グリーンハウス内		作業者の装備は、レベル3相当の保護具とする。(除染処理室での除染処理作業時はレベル3相当の装備)					

保護具管理要領	頁番号	3/3
	文書番号：	
	改訂番号：	02

改訂来歴管理表

改訂番号	00	年 月 日	2014 年 2 月 12 日	承認	審査	作成
新規制定、初版発行				油井	峯岡	勝部
改訂番号	01	年 月 日	2014 年 12 月 24 日	承認	審査	作成
社名変更に伴う改訂				油井	土田	勝部
改訂番号	02	年 月 日	2019 年 4 月 1 日	承認	審査	作成
適用範囲、保護具の名称変更及び、保護具の交換頻度を明記 別表-1 を表 1 として本文に移動				青木	土井	宮野

--	--	--	--	--	--	--

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 PCB 処理事業所

火気取扱い要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂 番号	担当者	照査者	決裁者
			所属／ 氏名	所属／ 氏名	所属／ 氏名
H18. 05. 09	初回作成	0	安井	林	清水
H18. 10. 03	正式引渡に伴う変更	1	安井	森長 林	清水
H22. 09. 15	予防規程変更に伴う見直し	2	勝部	安井	清水
H23. 04. 21	定期見直しに伴う変更	3	勝部	安井	油井
H27. 09. 25	社名変更/間接火気有効期限修正	4	勝部	中村	油井
H28. 12. 26	残火確認の追加	5	宮野	清水	青木
R06. 04. 01	事業所組織改編	6	有門	谷野	安井

火 気 取 扱 い 要 領

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	管理組織と任務	2
第 3 章	作業等の種類と定義	2
第 4 章	工事及び設備所管等の担当者	3
第 5 章	危険区域の区分等	4
第 6 章	安全措置の責任区分	4
第 7 章	火気使用の手続き	5
第 8 章	火気使用の安全基準	7

添付資料 別図－ 1 火気使用管理組織図

別図－ 2 安全指示書承認・許可ルート／火気使用許可申請・交付ルート

別表－ 1 防火管理者等職務一覧表

様式－ 1 業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書 兼 作業許可証〕

様式－ 2 火気使用許可申請書兼許可証

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。） 大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）における新設、改造、保全等の工事に関わる作業、工事前措置及び非定常作業等（以下「作業」という。）に伴う事故及び災害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 固定火気 操業上常時固定的に使用する火気で、ボイラー、非常用発電機用ガスタービンエンジン、受変電装置等の電気設備、電動機器、操業上必要な火気をいう。
- (2) 直接火気 溶接、溶断、バーナー、グラインダー及び電熱器等からの裸火、火花等赤熱体を発する火気をいう。
- (3) 間接火気 次の機器等から発する火気をいう。
ア 火花を発生する可能性のある接点を持つ電気機器（構造が不明な場合を含める）
イ ハンダゴテ等の直接火気に該当しない加熱体
ウ 駆動機、工具及び建設機械等の摩擦、衝撃等で火花が発生する可能性のあるもの
- (4) 暖厨房火気 暖房、湯沸かし及び炊事等に使用する電熱器、ストーブ及びコンロ等をいう。
- (5) 喫煙火気 喫煙に使用するライター、マッチ及び煙草をいう。
- (6) 運転会社 事業所における処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (7) 協力会社 事業所における工事、作業等を当社から受託した者（運転会社を除く）をいう。
- (8) 事業所員等 事業所、運転会社の従業員及び協力会社の作業員をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は、事業所における火気の使用に係る災害の防止のため必要な事項を定めるものである。ただし、操業上常時固定的に使用する火気については適用しない。

2 この要領は、事業所に入構する全ての者に適用する。

(火気使用の原則)

第 4 条 事業所構内においては、第7章（火気使用の手続き）に定める火気使用許可を得た者以外は、操業上常時固定的に使用する火気、暖厨房火気、喫煙火気以外一切の火気使用を禁止する。

2 処理施設内における直接火気使用は、原則として禁止する。

第2章 管理組織と任務

(管理組織)

第5条 作業、工事及び火気使用に係る管理組織は、「火気使用管理組織図」(別図-1)のとおりとする。

(選解任及び職務等)

第6条 前条に規定する防火管理者等の資格及びその職務については、「防火管理者等職務一覧表」(別表-1)のとおりとする。

第3章 作業等の種類と定義

(作業等の種類と定義)

第7条 事業所の各種作業等の種類と定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火気作業 直接火気及び間接火気を使用する作業をいう。
- (2) 槽内作業 反応機、熱交換器、タンク、塔・槽類、ピット(深さ1.5m以上)等の内部における作業をいう。尚、酸素欠乏危険作業、特定化学物質取扱作業、有機溶剤取扱作業の作業毎に法定作業主任者を選任しなければならない。
- (3) 放射線作業 装置、配管等の溶接不良、亀裂、損傷の状態等について検査するため、放射線同位元素又はエックス線を用いて行う非破壊検査作業及び放射線源を装備した設備に関わる作業をいう。
- (4) 高所作業 作業床から高さ2m以上又は深さ1.5m以上の場所で行う作業をいう。
- (5) 重機作業 移動式クレーン、移動式小型クレーン(通称ユニック車、ブルドーザー、ショベルカー等)の建設機械を使用して行う作業をいう。
- (6) 活線作業 電気、計装設備に対する修理、検査、清掃等の作業で、感電の恐れのある場合、又その作業が運転中の機器・装置に何らかの影響を及ぼす恐れがある作業をいう。
- (7) 一般作業 上記、火気作業、槽内作業、放射線作業以外の作業をいう。
- (8) 上下作業 飛来・落下等に起因した第三者傷害を起こす可能性のある上部と下部の同時作業をいう。原則として、作業高さ(H)×1/2の半径内を上下作業範囲という。
- (9) 並行作業 仮設足場設置・保温解体・縁切り作業等、同一機器・配管・エリアで協力会社と事業所員が別々の目的で作業することをいう。
- (10) 自課作業 事業所員自らが行う作業をいう。
- (11) 運転中作業 設備が停止している場合にあっては、系内に高圧ガス、危険物等取扱物質を保有しているものは原則として【運転中】として取扱うものとする。
- (12) 非定常作業 不定期に又は長い周期で定期的に行われる改修、検査等の作業をいう。
- (13) 危険作業 火気作業、槽内作業、放射線作業、活線作業、高所作業、重機作業、上下作業及び解体・撤去プロジェクトチームプロジェクトマネージャー(以下「解体・撤去PTマネージャー」という。)が総合的に判断して危険と認定した作業をいう。
- (14) 危険区域 可燃性のガスもしくは液体又は水素を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所等の施設が設置されている区域をいう。
- (15) マネージャー管理作業 解体・撤去PTマネージャー又はこれに準ずる者が、直接着工の

許可を行う作業で、次の作業とする。

- ア A種危険区域内の火気作業。
- イ 運転中のB種危険区域内の火気作業。
- ウ 槽内作業、放射線作業。
- エ 解体・撤去 PT マネージャーが総合的に判断して危険と認定した作業。

- (16) 作業の変更 計画していた作業方法、工事工程、工事方法及び業務安全指示書に関し、基本的な内容の変更をすることをいう。

第4章 工事及び設備所管等の担当者

(工事及び設備所管等の担当者)

第8条 事業所の工事及び設備所管等の担当者等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解体・撤去プロジェクトチーム（以下「解体・撤去 PT」という。） PCB 廃棄物の処理に関する処理計画、操業管理及び資機材の管理並びに処理施設の運転、点検及び保全並びに PCB 廃棄物処理施設の解体撤去に関する事務をつかさどる部署をいう。
- (2) 安全対策課 PCB 廃棄物の処理に関する環境安全対策、労働安全衛生管理、防災及び緊急時における処理施設の運転の停止又は再開に関する事務をつかさどる部署をいう。
- (3) 設備管理担当者等 工事・作業に関する実施要領、工程、安全対策等作業計画の立案、工事・作業に関する監理の業務を担当する者で次に定める者をいう。
 - ア 設備管理担当者 解体・撤去 PT マネージャーにより当該工事・作業を担当する者として解体・撤去 PT の中から指名された者。
 - イ 安全管理担当者 統括管理者により当該工事・作業の安全管理を担当する者として安全対策課の中から指名された者。
- (4) 協力会社責任者等 協力会社が作業を実施する場合で次に定める者をいう。
 - ア 協力会社責任者 事業所内における事業の実施を統括管理する者
 - イ 工事責任者 協力会社責任者が、担当範囲を定めて指名した者であって、当該作業を含めて決められた範囲の安全及び作業を管理する責任を有する者。
 - ウ 作業責任者 工事責任者が指名した者であって、当該作業に関わる安全確保及び実施について作業現場で作業中、直接指揮を行う責任を有する者。
 - エ 工事作業員 工事範囲内の作業を行う者
- (5) 運転会社担当者等 運転会社にて工事等に関与する者をいう。
 - ア 工程責任者 A種危険区域またはB種危険区域にて火気取り扱い作業を伴う作業で着工前に可燃性ガス濃度を測定し安全確認を行う者をいう。担当工程の班長または班長が指名した者。
 - イ 安全管理担当者 安全技術課内の安全グループ員をいう。

第5章 危険区域の区分等

(危険区域の区分)

第9条 危険区域をA種危険区域及びB種危険区域に区分し、その他の区域は非危険区域

に区分する。

2 危険区域のうち、次の各号に定める区域をA種危険区域とし、その他の区域はB種危険区域とする。

- (1) 通常の状態において、可燃性のガス又は液体が漏洩する恐れがある圧縮機、ポンプ及び充填、詰め替え等の設備が設置されている区域。
- (2) 異常の状態において漏洩した可燃性のガス又は液体が滞留する恐れのある防油堤の内側及び工作物が接近して設置されていること等により通風不良な場所。

(危険区域の指定及び解除)

第10条 当該解体・撤去PTマネージャーは、前条の区分に従い危険区域を指定又は解除する。

- 2 解体・撤去PTマネージャーは、可燃性のガス又は液体を取り扱う区域に変更があった場合には、前項に従いその都度危険区域を変更しなければならない。
- 3 解体・撤去PTマネージャーは、前各号の指定、解除又は変更を行った場合には、関係先にその旨を連絡する。

(危険区域の表示)

第11条 解体・撤去PTマネージャーは前条の指定に従い、危険区域の区分と範囲を明示するため危険区域指定図を見やすい個所に掲示する。

第6章 安全措置の責任区分

(解体・撤去PTの責任)

第12条 解体・撤去PTは、作業対象施設及びこれに関連する設備の作業前措置、操業上の原因等より、作業に従事する者に危害を与えることがないよう必要な安全措置を講ずると共に、業務安全指示書の最終承認及び作業着手の許可を与える。又、安全対策課に取扱い物質の物性、危険性、周辺の状況等作業時の安全確保に必要な事項について連絡、指示、指導を行う責任を有する。なお、活線作業については、「自家用電気工作物工事保安要綱」による。

(安全対策課の責任)

第13条 安全対策課は、作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な作業内容、方法、安全措置について作業全般にわたる安全上の対策に関する情報を解体・撤去PTへ提供する責任を有する。また、解体・撤去PTへの協力事項として、次に定める項目とする。

- (1) 作業対象施設に係る設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずる
- (2) 安全上の注意事項を連絡する

(協力会社の責任)

第14条 協力会社は、(様式ー1業務安全指示書〔安全作業予定表・安全指示書兼作業許可証〕)を工事着手の前日までに「安全指示書承認・許可のルート」(別図ー2)の系統に従い、解体・撤去PTマネージャーに提出しなければならない。また、協力会社は、本規則及び業務安全指示書を遵守する義務を負い、作業実施における直接の責任を有する。

業務安全指示書の承認者

	火気作業	槽内作業	放射線作業	一般作業
危険区域 A種	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャー	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者
危険区域 B種				
非危険区域	解体・撤去 PT マネージャーが指名する者			

工事の着工許可者

	火気作業		槽内作業		放射線作業	一般作業
	運転中	その他	運転中	その他		
危険区域 A種	解体・撤去 PT マネージャー	＊ 1	解体・撤去 PT マネージャー	＊ 1 ＊ 2	解体・撤去 PT マネージャー	＊ 1
危険区域 B種						
非危険区域						

＊ 1：業務安全指示書の承認者又は承認者が指名した者。

＊ 2：初回入槽時、解体・撤去 PT マネージャーの判断により PT マネージャー管理作業となる場合がある。

(承認者、許可者の変更)

第 15 条 解体・撤去 PT は、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者について、取扱い物質、設備の危険度に応じ、業務安全指示書の承認者、工事の着工許可者を変更することが出来る。この場合は、解体・撤去 PT の上位責任者に承認を得ていること。

第 7 章 火気使用の手続き

(許可申請)

第 16 条 事業所構内において火気を使用する時は、「様式－ 2 新規・継続火気使用許可申請書」を火気使用する前日までに「火気使用許可申請・交付のルート」(別図－ 2) の系統に従い、防火管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第 17 条 防火管理者は、火気使用許可申請書の内容を確認し、火気使用の安全について検討の上、許可又は不許可を決定する。不許可の場合は、その旨を設備管理担当者経由で協力会社責任者に連絡し、不適合部分の修正を指示する。許可の場合は、同申請の許可証を運転会社の安全管理担当者経由で協力会社の責任者へ送付する。

(許可期間)

第18条 火気使用の許可期間は、次表のとおりとする。

直接火気	間接火気	暖厨房 ・喫煙火気
7日以内	1カ月以内	1年以内

☆定検中の間接火気使用許可については、同一定検期間中有効とする。

(許可証の交付)

第19条 解体・撤去PTは、「火気使用許可申請・交付のルート」(別図-2)により許可証等を交付する。

2 設備管理担当者は火気使用開始前に、火気使用許可申請書兼許可証に記載されている防護対策、安全対策の実施状況や可燃物の有無等について現場確認を行う。可燃性ガスの存在等異常を認めたときは、火気の使用を一時保留させ、協力会社責任者・運転会社の工程責任者・解体・撤去PT設備担当者に連絡すると共に防火管理者に報告し、指示を受ける。

区分 \ 項目	被 交 付 者	許 可 証 等
直 接 火 気	工 事 責 任 者	火気使用許可証
間 接 火 気	工 事 責 任 者	工事責任者 腕章
暖厨房・喫煙火気	火 元 責 任 者	火気使用許可証 喫煙指定所表示板

(火気使用許可証等の掲示)

第20条 工事責任者は、火気使用許可証を火気使用場所の見易い位置に、火気使用期間中、掲示する。

(火気使用前の連絡等)

第21条 工事責任者は、直接火気使用前に危険防止に必要な措置が完了していることを確認すること。

2 工事責任者は、火気使用が危険であると判断したときは、火気使用を中断させ、その理由を協力会社責任者及び立会者に連絡すること。

(残火確認)

第22条 工事責任者は、火気使用の中断及び終了時は、残火の安全処理がなされている事を確認する。尚 残火確認は、30分経過後とし許可証の返納時に結果を報告する。

(許可証等の返納)

第23条 工事責任者は、火気使用が終了したときは、あと始末の完了を見届けた上、協力会社責任者の確認後、交付された火気使用許可証を返納する。(原本はJESCOにて6ヶ月保管)

第8章 火気使用の安全基準

(火災警報等と火気使用制限)

第24条 安全対策課長は、火災警報等の火災に関する情報を受信したときは、電話又は構内放送によってその旨周知させる。

- 2 協力会社責任者又は工事責任者は、火災警報等が発令されたときは、直接火気の使用を中止し防火対策等の措置をとる。

(共通防火対策)

第25条 工事責任者は、火気を使用するときは、次の各号に掲げる防火対策を行うこと。

- (1) タンクヤード等可燃性ガスの発生するおそれがある場所においては、着工前に運転会社の工程責任者または代理者により可燃性ガス濃度が測定され安全確認が終了していること。
別表—1「危険物性状と可燃性ガス検知器の警報値」参照
- (2) 火気を使用する場所においては、火花の飛散を考慮して、危険物及び可燃物（油、ウエス、紙屑等）を除去すること。
- (3) 火気を使用する場所に油の溜まりがある場合には、吸いとり、拭きとり、水洗、スチーミング、砂盛りなどをして除去しておくこと。また、可燃性ガスやベーパーの洩れるおそれがあるところは、砂盛り、詰物などで出口をふさぐこと。
- (4) 火花の飛散を防止するために、鉄板、防災シートなどで火花を受けるようにすること。
- (5) 設備、機器の配置が狭い場所や高所で火気を使用するときは、監視員を配置すること。
- (6) 掘削工事を行うときは、油のしみだしの有無や地下埋設物に注意すること。
- (7) 火気使用前に可燃性ガス濃度を測定し許可を受けても、タンクヤード、ピットやドレンピット付近、ポンプのグラウンド及び軸受け付近、マンホール付近、その他危険を予測できる部分では、努めて頻繁に可燃性ガス濃度の測定を行うこと。
- (8) 常に周辺に注意して作業を行い、可燃性ガスやベーパーが発生した場合は直ちに火気の使用を中止し、工事立会者に連絡すること。工事立会者が現場を離れているときは、工事立ち会者の代行者へ連絡すること。
- (9) 排水管、排水溝、ケーブルダクト、開放された配管、マンホールなど他の部分と導通しているものがある場合には、仕切板等で遮断し、事故の発生を防ぐこと。
- (10) 空気ラインといえどもコンプレッサの潤滑油が存在するおそれがあるので、火気使用に際しては、可燃性ガスの濃度測定を行って安全を確かめること。他のユーティリティラインについても同様にすること。
- (11) 火災警報等が発令されたときは、工事立会者又は付近の事業所員等の指示に従い、直接火気使用中止等の防火対策をとること。
- (12) 火花の飛散範囲内に、可燃性ガス、ベーパー漏えいの恐れがある場合は、火花の飛散防止のための防火塀その他の防護設備を設けること。
- (13) 工事責任者は、火気を使用する場所には、消火器（10型以上）を準備しておくこと。また、必要に応じ、水ホース、大型消火器などを配置しておくこと。

(作業用機器の防火対策)

第26条 工事責任者又は火元責任者は、工事等で使用する作業用機器について、次の各号に掲げる防火対策を行うこと。

(1) アセチレン溶接、溶断

- ア 使用するアセチレンは、溶解アセチレンとすること。この場合、溶接作業には、ガス溶接作業主任者の資格を必要とする。
- イ 酸素ボンベとアセチレンボンベは、危険物の近くに置かず、逆火した場合に火を吹かないようにできるだけ離して置くこと。この場合アセチレンボンベは、直立して使用すること。
- ウ ボンベ類は転倒防止に注意すること。特に高所の場合は、鎖又は番線で固縛すること。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)
- エ ホース類は安全バンドで締め付け、火炎又は火花の掛からないようにしておくこと。
- オ 圧力調整弁は、正常に機能するものを使用すること。
- カ 酸素ボンベやホースに油脂を付着させないこと。
- キ アセチレンの使用圧は、最高 $1.3\text{kg}/\text{cm}^2$ を超えないこと。

(2) 電気溶接

- ア 使用する電気溶接器は、絶縁試験に合格したものを使用すること。交流溶接器は、電撃防止器のついたものを使用すること。溶接作業者は、特別教育を修了していること。
- イ 一次線、二次線には、十分な容量を持ち被覆の傷んでいないキャプタイヤケーブルを用いること。溶接器のリード端子との接続を完全にし、充電部の露出部は、絶縁テープで完全に被覆しておくこと。
- ウ 溶接器のフレームは、確実にアースをすること。アースは安全な場所にとること。
- エ 作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(3) トーチランプ

- ア 弁類からの漏れがないことを確かめること。
- イ 現場で燃料を補給しないこと。使用後は空気を抜いておくこと。着火には専用ライターを使用すること。(マッチは不可)

(4) 電気ドリル、電気グラインダー

- ア 漏電遮断器を取り付け、絶縁試験に合格したものを使用すること。
- イ 配線には、アース線を持ったキャプタイヤケーブルを使用すること。
- ウ 作業中断・終業のときは、電源を切ること。

(5) 電動機

- ア 電動機は、絶縁試験に合格したものを使用すること。
- イ 配線その他は、他の電気機器と同様に安全に配慮すること。

(6) 電気コテ

- ア 配線は、キャプタイヤケーブルを用い、正規のプラグを設けて電源をとること。
- イ コテは、不燃性の台に置くこと。
- ウ 高所で作業するときは、ケーブルの一箇所を上部に固定すること。

(7) 内燃機関（内燃機関には、エンジンウェルダー、コンプレッサー、コンクリートミキサーの付属エンジン及びその他これに類するものを含み、車両のエンジンを除く。）

- ア 車両については、「入出門管理要領」に定めるところにより乗入許可をとること。
- イ 構内で使用する内燃機関の排気口には、火粉防止器（スパーノン、スパレスターなど）を取り付けること。
- ウ 運転中、燃料補給は行わないこと。
- エ エンジンウェルダーは、アースをとること。

(8) はつり

ア はつり作業では、散水等により火花の出ないようにすること。

イ 周辺の状況によりシートなどを張り、破片の飛散を防ぐこと。

(9) ワイヤブラシ及び上記(1)から(8)の作業 タンクやベッセルに危険物の張り込み中、可燃性ガスの放出中、又はエアブロー中は、ワイヤブラシ作業を中止すること。

(工事作業者の遵守事項)

第27条 工事作業者は、次のことを遵守すること。

(1) 作業責任者等の指示に従うこと。

(2) 危険物予防規程を遵守すること。

(暖厨房及び喫煙所の表示)

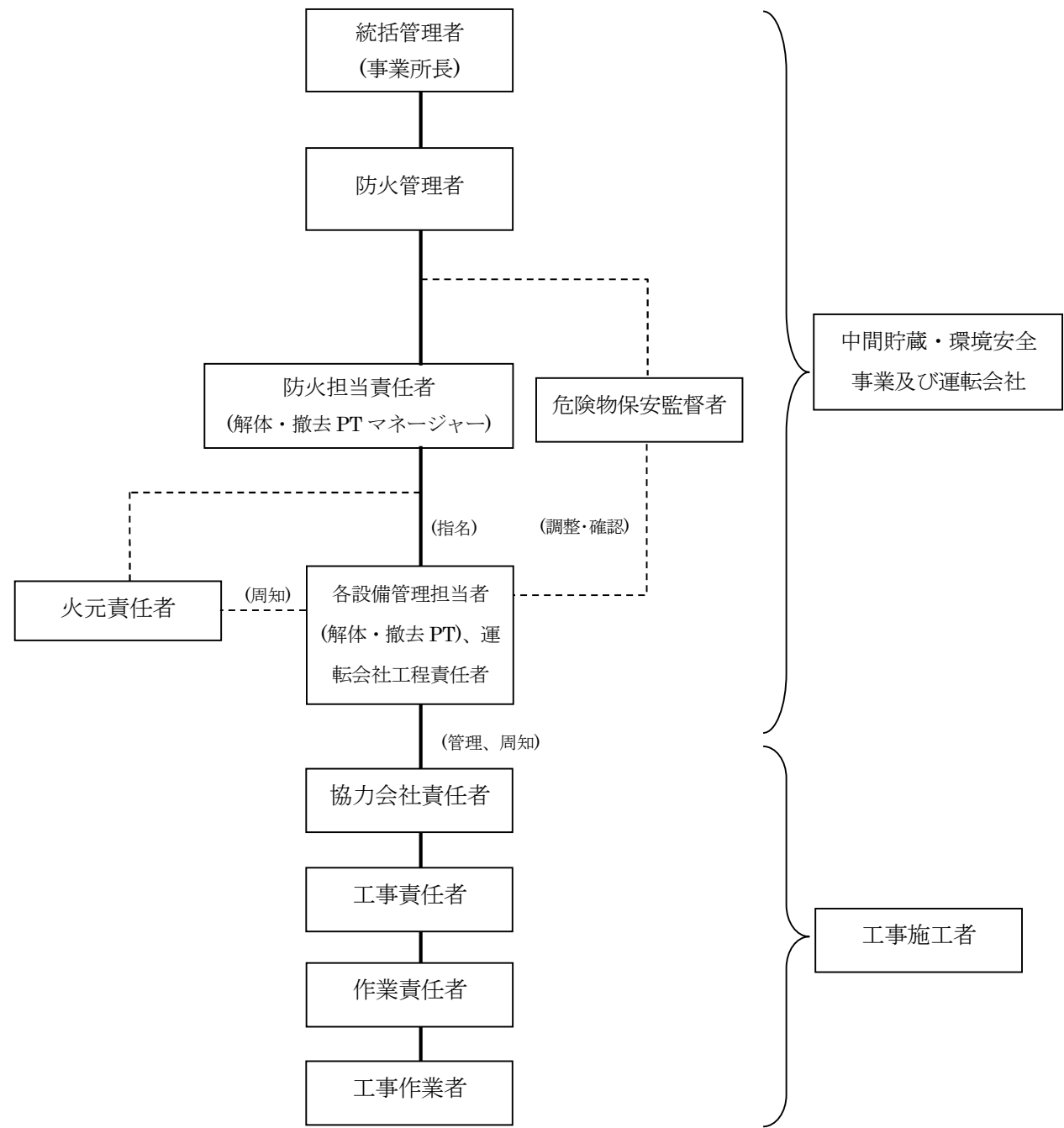
第28条 暖厨房及び喫煙所については、所定の表示板及び火元責任者を記入し、火気使用場所の入口に表示すること。

付 則

- 1 平成18年 5月 9日制定
- 2 平成18年10月 3日改訂
- 3 平成22年 9月15日改訂
- 4 平成23年 4月21日改訂
- 5 平成27年 9月25日改訂
- 6 平成28年12月26日改訂
- 7 令和 6年 4月 1日改訂

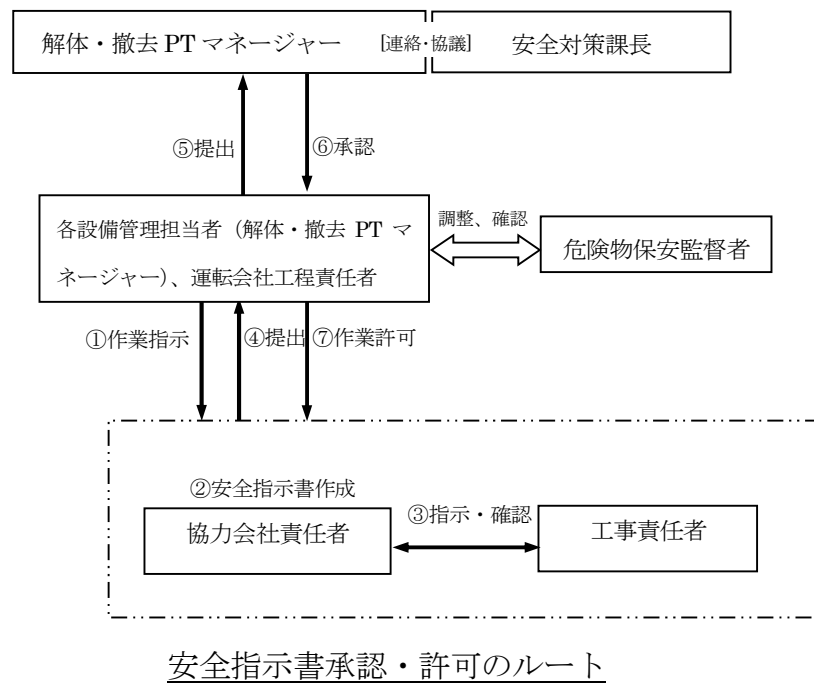
別図－1 （第5条関係）

火 気 使 用 管 理 組 織 図

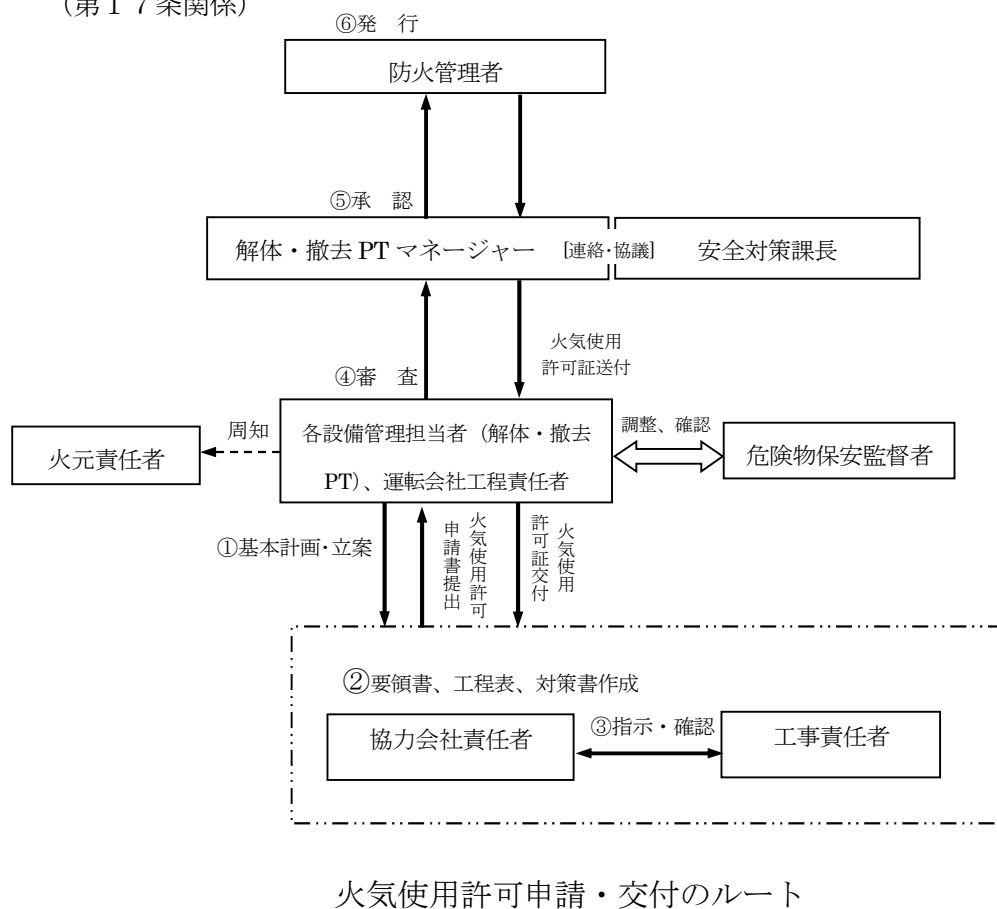


別図－２

(第１５条関係)



(第１７条関係)



別表－1 （第6条関係）

防火管理者等職務一覧表

名 称	選任される者の 具備すべき資格等	職 務
防火管理者	管理的職位にあり、かつ、法に定める防火管理者の資格を有する者	(1) 消防計画の作成に関すること。 (2) 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施に関すること。 (3) 建築物等、火気使用設備器具、電気設備等の点検検査の実施及び監督に関すること。 (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督に関すること。 (5) 火気の使用許可及び建築物等の増改築並びに仮設建造物の設置許可に関する審査に関すること。 (6) 気象条件又は火気使用場所周辺における可燃物の状況等による火気使用制限の措置に関すること。 (7) 収容人員の管理に関すること。 (8) 火元責任者及び副火元責任者並びに火気取扱責任者及び副火気取扱責任者の指導監督に関すること。 (9) 消防機関への連絡に関すること。 (10) 管理権原者（所長）に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務に関すること。
副防火管理者	管理的職位にあり、防火管理者が指名する者	防火管理者を補佐する。防火管理者が出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代行する。

名 称	選任される者の具備すべき資格等	職 務
火元責任者	管理・監督的職位にある事業所員等で、統括管理者が指名する。	(1) 火気使用許可申請書の作成及び防火管理者の火気使用に関する指示事項の措置に関すること。 (2) 火気使用器具の管理及び火気使用の指導に関すること。 (3) 消火器、消火水槽等の設置及びその維持管理に関すること。 (4) 緊急事態発生時の応急措置及び従業員等の指揮に関すること。 (5) 退勤時の消火確認に関すること。 (6) その他、防火のため必要な措置に関すること。
設備管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、解体・撤去 PT マネージャーが指名する。	(1) 可燃性ガス、可燃性液体のパージ、配管、弁類の措置、作業中の散水措置等作業環境の安全化に関すること。 (2) 緊急時の措置についての指示に関すること。 (3) 作業時間、風向等による火気使用制限に関すること。 (4) 火気使用現場の巡回、異常を発見したときの火気使用中止等の措置に関すること。 (注)火気使用を中止させたときは、協力会社責任者に連絡すること。
安全管理担当者	監督的職位にある事業所員等で、安全対策課長が指名する。	(1) 協力会社に対し工事・作業に従事する者の危険防止及び設備の損傷防止に必要な工事・作業内容、方法、安全上の措置について、作業全般にわたる安全上の指示を与え、指導、管理すること。 (2) 解体・撤去 PT への協力として、作業対象施設に係る設備及び作業場所周辺に設置されている設備による事故を防止するために必要な安全措置を講ずること。また、安全上の注意事項を連絡すること。

名 称	選任される者の具備すべき資格等	職 務
協力会社 責 任 者	事業所内における工事の実施を統括管理する者で、安全対策課長が認めた者。	(1) 工事の開始前に、設備管理担当者立会のもとに、工事を行う建築物等に対する養生及び安全上の措置を確認すること。 (2) 工事の安全上の措置を工事関係者に周知させると共に、その実施を指揮すること。 (3) 工事完了後、設備管理担当者立会の元に、工事の完了を確認すること。
工 事 責 任 者	協力会社責任者が指名した者で工事の安全及び管理の責任を有する者で、安全対策課長が認めた者。	(1) 火気使用許可申請書を作成し、防火管理者、設備管理担当者、協力会社責任者の指示事項の遵守に関すること。 (2) 許可条件の遵守、作業者の指揮及び教育に関すること。 (3) 可燃性ガス検知に関すること。 (4) 火気使用許可書の受領及び返納に関すること。 (5) 緊急時の措置及び緊急時の作業員の指揮に関すること。 (6) 火気使用開始の連絡及び後始末並びに火気使用報告に関すること。

制定年月	2013 年 7 月 25 日
改訂年月	2018 年 7 月 1 日
改訂番号	0 2

酸素欠乏危険作業実施要領

《 目 次 》

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 許可基準	1
4. 許可決定者等の責務	1-2
5. 酸欠作業主任者、責任者等の資格	3
6. 定置式酸素濃度計の扱い	3

表-1 酸素欠乏危険作業場所

承認	審査	作成
		



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪 PCB 処理事業所

酸素欠乏危険作業実施要領

頁番号 1 / 4

改訂番号 : 02

1. 目的

この要領は、大阪 PCB 処理事業所（以下大阪事業所という）内の施設内部等で行う作業のうち労働安全衛生規法施行令別表第六 酸素欠乏危険場所に該当する場所及び大阪事業所の指定した場所で内部に入り点検／作業を行う場合に、安全を確保するために定めるものである。

2. 用語の定義

酸素欠乏危険作業（以下「酸欠危険作業」という）とは、労働安全衛生法施行令別表6に掲げる酸欠危険場所をいう。

- (1) 許可決定者 機器内作業の許可権限を有する者
- (2) 作業工程 機器内作業を担当する工程
- (3) 作業工程責任者 機器内作業を担当する工程の責任者または代理者
- (4) 作業請負者 機器内作業を請け負った者
- (5) 酸欠危険作業主任者（以下、酸欠作業主任者という）
酸欠作業主任者免状保有者の内から選任された者
- (6) 監視人 機器内作業の状況を常時監視する者
- (7) 立会者 機器内作業を適宜監視する者
- (8) 作業指揮者 機器内作業を指揮・監督する者
- (9) 機器内作業許可 JESCO、ecoo 承認済みの「業務安全指示書」による

3. 許可基準

機器内作業は、「業務安全指示書」に基づくチェック内容に安全衛生上の問題が無く、以下の対策事項が確実に実行されている場合に許可する。

- (1) 内容物が完全に排除されている。（但し、許可決定者が危険性に問題がないと判断したものについてはこの限りでない）
- (2) 排除不能で危険性のある（可燃性ガス・有害ガス濃度が許容濃度以上である等）ものについては、送気マスク等の適切な保護具使用、消火対策等の事故防止措置が講じられており、保護具は作業従事者以上の数量がそろえられている。
- (3) 配管は切り離し又は完全に閉止板の挿入がなされている。
- (4) 酸素濃度は20%以上である。
- (5) 酸素濃度は20%未満で送気マスク等の保護具を用いる危険作業については、許可決定者が作業内容を承認した上で、許可を出す。
- (6) 酸欠作業主任者、作業指揮者が選任されている。

4. 許可決定者等の責務

(1) 許可決定者等の責務

- ① 機器内作業の許可に際し「許可基準」に適合し、且つ事故防止措置の計画が万全であるかチェックした上で許可する。
- ② 許可条件の実施について監視・指導する。
- ③ 作業工程責任者を指名すること。

(2) 作業工程責任者の責務

- ① 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
- ② 作業開始前の条件及び作業工程を確認し、事故防止措置を講じる。

酸素欠乏危険作業実施要領

頁番号 2 / 4

改訂番号： 02

- ③ 緊急時の処置体制を確立し、且つ災害発生時には適切な措置を講じる。
- ④ 請負作業の場合、次の事項を行う。
 - ア. 責任者を指名する。
 - イ. 作業請負者に対し、次の指導を行う。
 - (ア) 酸欠作業主任者および作業指揮者を選任する。
 - (イ) 作業者に対する教育
 - (ウ) 災害防止に関する指導

(3) 酸欠作業主任者の責務

- ① 作業員の特別教育ならびに緊急処置に関する教育を行う。
- ② 作業者が酸欠にならないように、作業方法を決定し、作業者を指揮する。
作業の方法とは、換排気装置および送気設備の起動、停止、監視並びに調整、作業者の当該場所への立ち入り、保護具の使用、事故発生の場合の退避および救出等についての作業方法をいう。
- ③ 酸素濃度計、ガス濃度計、換気装置、保護具および緊急用具等の点検を行い、機能が正常であることを確認する。
- ④ 酸素濃度およびガス濃度の測定は、工事範囲にあたる運転会社（又はJV）の酸欠作業主任者が行う。
- ⑤ 機器内作業の開始時、中断後の再開時および換排気装置に異常があった場合には、適宜機器内の酸素濃度を測定し、20%以上であることを確認する。
 - ア. 測定は酸欠作業主任者が、原則として、機器の外部から行い、測定しようとする箇所に「体の乗り入れ」、「立ち入り」等をしない。
 - イ. 測定は原則として、測定する者と監視を行う者を置いて行うこと。但し、内容物除去、配管切り離し等、安全対策が万全で酸欠の危険性が無く、作業工程責任者の許可を得た場合は一人作業を行うことが出来る。
 - ウ. 外部から測定が困難な場合等は、送気マスク、安全带等の適切な保護具を使用し、立ち入って測定する。この場合、上記同様に監視を行う者を置き、当該監視する者についても保護具を着用する。
 - エ. 引火性ガスが存在する恐れがある場所では、照明を含め、電気機器は防爆構造のものを使用する。
- ⑥ 酸素濃度測定後、測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定を実施した者の氏名を記録しこれを3年間保管する。

(4) 作業工程責任者の責務

- ① 「業務安全指示書」の指示事項をチェックし、異常のないことを確認した上で作業に着手させる。
- ② 作業全体の安全を把握し、指揮すると共に、安全順守事項の現場指導を行う。
- ③ 機器内作業中は、現場の見やすい位置に「業務安全指示書」を掲示すると共に管理を行う。

(5) 監視人の責務

- ① 常時作業の状況を監視する。外部から作業を監視することが困難な場合は、作業従事者の中から通報するものを定め、責任者へ連絡する体制をとる。
- ② 異常が発生した場合は、直ちに酸欠作業主任者および関係者に通報する。

酸素欠乏危険作業実施要領	頁番号 3 / 4
	改訂番号: 02

災害を防止するため、単独行動を行ってはならない。

- ③ 作業開始、中断時および終了時には作業者の氏名、人数、異常の無いことを確認する。

5. 酸欠作業主任者、責任者等の資格

(1) 酸欠作業主任者の資格

酸欠作業主任者の免状保有者で作業工程責任者から選任された者。

(2) 作業責任者の資格

酸欠作業主任者の免状保有者、又はその他の者で作業工程責任者から選任された者。

6. 定置式酸素濃度計の扱い

- (1) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六に掲げられている危険場所以外に大阪事業所内で任意に定置式の酸素濃度計を設置するときは警報値を18%～21%の範囲で設定する。
- (2) 定置式酸素濃度計の校正は一年を超えない範囲で専門の業者により行う。
- (3) 定置式酸素濃度計から警報が出た場合の対処は下記により行う。
 - ① 携帯型酸素濃度計を準備する。
 - ② 携帯型酸素濃度計のスイッチを入れ、表示が20.9～21.0%を確認する。
 - ③ 手を伸ばして室内の酸素濃度を測定する。
 - ④ 表示が20%以上の場合、入室の制限は不要、測定結果を中央制御室へ連絡。
 - ⑤ 表示が20%未満の場合は「入室禁止」を掲示し上司に報告を行う。
 - ⑥ 報告を受けた上司は酸素濃度低下の原因を調査すると共に JESCO に報告する。
- (4) 労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則施行令別表第六以外の場所では酸素濃度に関する入室許可、携帯型酸素濃度計による測定および記録は不要。
- (5) 定置式酸素濃度計は大気圧力、湿度により表示が変化することをあらかじめ作業員に周知すること。温度については最大0.5%の誤差で簡易補正機能が付属されている。

表-1 酸素欠乏危険作業場所

No	場所	装置名
1	西棟 1 F 解体・洗浄室	解体前洗浄装置
2	西棟 1 F 判定洗浄室	洗浄装置
3	西棟 3 F ユーティリティ室	PSA 窒素分離装置 (A,B)
4	西棟 3 F 真空加熱分離処理室	真空加熱炉 (A,B,C,D)
5	東西棟 屋外	屋内タンク
6	東西棟 全域	塔槽類

改訂来歴管理表

酸素欠乏危険作業実施要領	頁番号	4 / 4
	改訂番号 :	0 2

改訂	年 月 日	承認	審査	作成
0 0	2013 年 7 月 25 日	峯岡	大台	勝部
新規制定、初版発行				
0 1	2014 年 12 月 24 日	土田	中村	勝部
社名変更				
0 2	2018 年 7 月 1 日	土井	有門	宮野
事業所の酸素欠乏危険場所を指定 監視人の定義内容を変更				

--	--	--	--	--

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所

入出門管理要領

変更・改正履歴一覧

変更年月日	作成／改廃 記録	改訂 番号	担当者 所属／ 氏名	照査者 所属／ 氏名	決裁者 所属／ 氏名
H19. 04. 02	初回作成	0	熊井	表	清水
H19. 10. 22	車両乗入れ許可証の改訂	1	網本	表	清水
H26. 12. 24	社名変更	2	網本	大西	油井
R02. 12. 04	車両乗入れ許可証の改訂	3	網本	児林	安井
R06. 06. 03	第2条(5), 第6条(4), 第10条, 第12条, 13条, 14条, 15条 (1, 3, 4, 6) 16条, 17条の削除 第2条, 第7条, 第9条, 様式－1の改訂	4	網本	西村	安井

入 出 門 管 理 要 領

目 次

1.	目 的	1
2.	用語の定義	1
3.	適用範囲	1
4.	門の管理	1
5.	門の呼称	1
6.	入出門	1
7.	門の開閉	2
8.	入門制限	2
9.	入門許可	2
10.	車両乗入れ許可	2
11.	遵守事項	3

添付資料

様式－1 車両乗入れ許可証

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）大阪 PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）安全衛生管理細則に基づき入出門に関する必要な事項を定め事業所の安全確保及び秩序の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運 転 会 社 処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (2) 協 力 会 社 事業所における工事、業務等を当社から受託した者をいう。
- (3) 事 業 所 員 等 事業所及び運転会社の従業員をいう。
- (4) 協 力 会 社 員 等 協力会社の従業員、運転会社又は協力会社から作業等の委託を受けた者、工事・業務に必要な資機材の搬入又は納品等で繰返し来訪する者をいう。
- (5) 警 備 員 ・ 清 掃 員 事業所の警備及び清掃を当社から受託した者をいう。
- (6) 一 般 来 訪 者 施設見学及び前項までに含まれない要件で来訪する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は事業所に入出するすべての者及び車両に適用する。

(門の管理)

第 4 条 事業所に設置された出入口の門（以下「門」という。）の管理担当課は総務課とする。

第 2 章 入 出 門

(門の呼称)

第 5 条 門の呼称は、次表のとおりとする。

呼 称	設 置 場 所
西棟 正 門 (G 1)	西棟 東側 正面玄関前
西棟 北 門 (G 2)	西棟 北側
西棟 通用門 (G 3)	西棟 南側
東棟 正 門 (G 4)	東棟 西側 正面玄関前
東棟 通用門 (G 5)	東棟 西側 正面玄関前、正門 (G 4) 横
東棟 北 門 (G 6)	東棟 北側

(入出門)

第 6 条 事業所の門は、原則として次の各号に定めるところによる。

ただし、緊急時又は業務上保安上必要がある時は、この限りでない。

- (1) 事業所員等が入出に使用する門は、原則として西棟通用門及び東棟正門（又は通用門）とする。ただし、車両にて入出する際は西棟正門及び東棟正門とする。
- (2) 協力会社員等が入出に使用する門は、西棟通用門及び東棟通用門とする。

ただし、車両にて入出する際は、西棟北門及び東棟北門とする。

(3) 一般来訪者及び大阪事業所以外の当社社員が入出に使用する門は西棟正門及び東棟正門とする。

(4) 東西移送専用車両、分析サンプル移送車両の入出は西棟北門及び東棟北門を使用することとする。

(門の開閉)

第7条 門の開閉は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

ただし、業務上又は保安上必要があるときは、この限りでない。

(1) 西棟正門は警備員が開閉（開門 午前9時、閉門 午後5時半）する。

(2) 西棟通用門及び東棟通用門の暗証番号錠は入出する者が開錠する。

(3) 西棟北門及び東棟北門は運転会社が開閉する。

(4) 東棟正門は警備員又は運転会社が開閉する。

(入門制限)

第8条 入門しようとする者が次の各号に該当するときは入門を制限又は禁止する。

(1) 酒気を帯びて正常な業務ができないおそれのある者

(2) 風紀及び規律を乱し業務を妨害するおそれのある者

(3) 業務に関係のない危険なもの、有害なものを携帯する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、事業所員等の指示、指導に従わない者

(入門許可)

第9条 入門しようとする者（事前予約見学の一般来訪者を除く）は、次表に定めるところにより入門手続を行わなければならない。

入門者の区分	入出門の条件	許可手続	備考
事業所員等 当社社員	社員証等の身分を示せるものを提示	左記の身分証等を提示することで入門手続きは不要とする。 ただし、入門する者が明らかに事業所員等・当社社員であることを警備員が認識出来ている場合は、身分証の提示を求めないことがある。	
協力会社員等	警備室で入門手続き	東棟・西棟正門の警備員室に於いて必要事項を記入する。	出門の際も警備員の確認を得ること。
一般来訪者	〈事前予約見学〉 見学申込書の提出 〈自由見学等〉 警備室で入門手続き		

(車両乗入れ許可)

第10条 運転会社、協力会社員等が車両乗入れしようとする場合は、別添様式—1により事前に乗入れ許可手続を行わなければならない。

ただし、緊急時等一時的な乗入れはこの限りではない。

第 3 章 秩序の維持等

(遵守事項)

第 11 条 事業所に入門する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務に関係ない場所に立ち入らないこと。
- (2) 喫煙は指定された場所で行うこと。

付 則

- 1 平成 19 年 4 月 2 日 制定
- 2 平成 19 年 10 月 22 日 改訂
- 3 平成 26 年 12 月 24 日 改訂
- 4 令和 2 年 12 月 4 日 改訂
- 5 令和 6 年 6 月 3 日 改訂

様式－1

許可(総務課)

車両乗入れ許可証

業 者 名				
車両管理責任者	氏名	携帯	－	－
運 転 者 名	氏名	携帯	－	－
車 種				
ナ ン バ ー				
許 可 期 間	～			

注意事項

1. 車は指定の場所以外に駐車しないこと。
2. 構内速度は 10 km/h 以下とする。
3. 指定以外の場所への乗り入れは厳禁とする。
4. 構内で事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。
5. 大型車両の移動等は既設物の破損等、絶対なきよう誘導員を配備すること。
もし破損等発生した場合は、速やかに報告すること。
6. 構内での喫煙は厳禁である。
7. 吸い殻、空き缶等の投げ捨ては厳禁とする。
8. 車外に出るときは、必要に応じて、安全帽を着用のこと。
9. 緊急時の速やかな車両移動等に対応ができる様に、本許可証に車両管理責任者及び運転者の氏名及び、携帯電話番号を記入すること。
また、本許可証は車外からよく見える場所（運転席側ダッシュボード等）に掲示すること。
10. 本許可証は返却すること。
11. 構外での車両運転は、道路交通法を遵守し、交通災害防止に努めること。
(シートベルト、携帯電話、過積載、速度等)

令和 年 月 日

業者名 _____
責任者 _____

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

令和7年2月3日付けで公告のありました「大阪PCB処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置解体撤去工事」に係る競争参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書の「4 競争参加資格」を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 令和5・6年度に有効な環境省参加資格(「建設工事」における「機械設備工事」 競争参加地域:近畿)において、競争契約の入札参加資格B等級以上の資格を有する者であること。ただし、令和7・8年度に有効な同条件の資格についても遅滞のないように取得すること。なお、当該資格の通知があり次第に資格審査結果通知書の写しを速やかに提出すること。
- (9) 建設業法第3条第1項の規定による建設業許可のうち、第2項に掲げる別表第一の「建築一式工事」の許可、又は「機械器具設置工事」の許可を受けていること。
- (10) 過去3年間に中間貯蔵・環境安全事業(株)から契約違反に該当した注意文書等を受けてないこと。
- (11) 入札説明会(現場説明)に参加した者であること。

以上

大阪 PCB 処理事業所・廃粉末活性炭前処理装置 解体撤去工事

入札(現場)説明会 参加申込書 (FAX送信用紙)

会社名		
参加希望者名	所属	役職
	氏名	
	所属	役職
	氏名	
	所属	役職
	氏名	
担当者連絡先	氏名 : TEL : FAX : e-mail :	
開催日	令和7年2月14日(金) 開催時刻は別途連絡	
備考	中間貯蔵・環境安全事業(株)大阪PCB処理事業所 受付までお越しく下さい。	

提出期限 令和7年2月12日(水) 16時

提出先 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

大阪PCB処理事業所 総務課 (担当 網本)

Fax : 06-6468-0576

※Fax送信の後、受信確認の電話 (Tel : 06-6468-0575) をお願い致します。